

公園緑地小委員会報告

平成19年6月7日

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 公園緑地小委員会における審議経過

人口減少・少子高齢化時代を迎える中、NPOや民間企業、土地所有者等、さまざまな主体による「みどり」の保全・創出・活用による市民参画型社会の形成、防災公園や地域の歴史的・文化的資源を保全・活用した公園緑地の重点的整備、福祉施設等の他機能と一体となった良好な都市環境の創出など、新たなニーズに的確に対応しつつ、効率的、効果的な緑の保全、創出、活用を推進する観点から、以下の諸課題について専門的に検討を行うため、都市計画部会に公園緑地小委員会が設置された。

- ① 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標
- ② 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ③ 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ④ ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

公園緑地小委員会は、平成18年9月22日以降計7回の審議を経て、報告書を取りまとめた。報告書においては、多くの価値観をより包含する概念として「みどり」を定義し、新たな社会資本整備重点計画に向けて重点的に整備・保全・管理を図る「みどり」の分野とその目標を位置づけるとともに、今後重点的取り組みを推進すべき事項として、持続可能な都市を構築するための多様な主体の参加・連携、個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための歴史的・文化的資源の活用、ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための施策の推進方策について提言がなされている。

これまでの小委員会の審議経過

平成18年9月22日(第1回)	都市における「みどり」の整備・保全・管理の現状、課題の把握
平成18年10月30日(第2回)	次期社会資本整備重点計画に向けた基本的な考え方について 多様な主体の参加・連携による「みどり」の整備・保全・管理について
平成18年11月30日(第3回)	次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ骨子(案)について 歴史的・文化的資源等を活用した「みどり」の整備・保全・管理について
平成18年12月11日(第4回)	次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ(素案)について ストック効果を相乗的に高める「みどり」の整備・保全・管理について
平成19年1月29日(第5回)	次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ(案)について 多様な主体の参加・連携、歴史的・文化的資源等の活用、ストック効果を相乗的に高めるみどりの整備・保全・管理の推進方策について
平成19年4月23日(第6回)	次期社会資本整備重点計画に向けた中間とりまとめ(案)について
平成19年5月21日(第7回)	公園緑地小委員会報告「新しい時代における『みどり』の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について」(案)について

公園緑地小委員会報告(概要)

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と総合的な施策の展開について

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標

1. 基本的認識

人口減少・少子高齢化の急速な進展といった社会構造の変化に対応しつつ、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへ適切に対応することが必要。

我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くことも想定しながら、緑とオープンスペースの整備・保全・管理を戦略的かつ重点的に推進していくことが必要。

2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について

(1)「みどり」の概念、「みどり」に込める意味

次期社会資本整備重点計画(次期計画)の決定にあたっては、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神的や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとし、かけがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮させることを念頭に置き、多くの生物の生息・生育や国民の心身の健康を支える、豊かで質の高い環境が形成されるよう配慮することが必要。

(2)「みどり」に期待される機能

「みどり」は、心身をいやし、健康を増進させ、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震災等の災害発生時においては避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割。

また地球温暖化の防止や風の道の形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与。

さらには、美しい自然や地域の景観・風景、歴史・風土を形づくり地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与するとともに、日本庭園など我が国固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たすなど、自然と人、人と人、人と地域などの関係性を回復、向上させる機能を有する。

(3)社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲

都市公園、道路、河川、港湾、海岸、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、都市緑地法等による土地利用規制や契約・協定等によって担保されている民有の「みどり」、さらに、保全された農地、林地、社寺境内地や家庭の庭など、パブリックからプライベートの領域に至るまでできる限り柔軟かつ広範にとらえ、都市の「みどり」は広義の社会資本であるという認識に立つことが必要。

3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について

(1)「みどり」の整備・保全・管理を推進する上で中長期的に重要となる視点

今後、より重要となる「みどり」の質の向上や利用、活用等も含めた視点は以下のとおり。

- ・水と緑豊かな環境の保全・創出を推進し、美しい都市・地域・国土の形成を目指す
- ・歴史と文化に培われ、慣れ親しまれた地域に固有の風土、景観を形成する美しい「みどり」のストックを大切にする、自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す
- ・子どもや女性、高齢者や障害者など、あらゆる人々が暮らしやすい社会の実現を目指す
- ・地球温暖化問題への対応や循環型社会の形成、生物多様性の確保など持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す
- ・災害に強い安全な社会を形成し、安全・安心な都市・地域・国土づくりを目指す
- ・関係性の回復のためのプラットフォームとしての「みどり」に着目し、「みどり」に関する協働の取り組みを推進することにより、多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す

(2)次期計画における重点施策分野・領域

次期計画においては、暮らし・安全・環境・活力といった現行計画の重点4分野に対応することを基本とし、また、これまで以上に施策横断的な取り組みや連携による取り組みによって、より大きな効果を発現させていくことに留意しつつ、重点的かつ緊急に「みどり」に係る施策、事業を推進していくことが必要。

4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について

次期計画においては、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらの整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映された、わかりやすい指標を設定すべき。

【暮らし】：水と緑の公的空間の確保の状況、都市域における「みどり」の割合の状況、高齢者や障害者等に対応した「みどり」のバリアフリー化の状況 等

【安全】：広域避難地の整備（広域避難困難人口の解消）の状況、一定の防災機能を備えた避難地を有する都市の状況 等

【環境】：地球温暖化対策への寄与の状況、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる「水と緑のネットワーク」の形成の状況、野生生物の生息生育空間となる良好な自然環境としての「みどり」の保全・創出の状況 等

【活力】：国営公園の利用状況、観光等の集客やイベントの開催効果など、地域振興の寄与・賑わいの状況、歴史的・文化的資源の活用等の状況 等

5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について

(1)目指す「みどり」の将来像について

- ・地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり
- ・世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある「みどり」の歴史的環境・風土の育成
- ・誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成
- ・地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり
- ・ゆとりと豊かさに満ちた「みどり」を愛する生活文化、世界に誇る「みどり」の国民文化の形成

等を「みどり」の目指すべき将来像として掲げ、検討を進めるべき。

(2)「みどり」の目標量

複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じ、連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合(公的緑地率)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示すことが必要。

「みどり」豊かな都市像を、各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、これを、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現すべき。

中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画(5年)におけるわかりやすい達成度(達成目標)、アウトプット量設定を検討すべき。

維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めるべき。

II. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り組みを推進すべき事項

1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

(1)多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略

① 多様な取り組みを継続的に推進していくための組織を支える施策の充実

多様な「みどり」の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により、長期的、継続的、安定的に推進するため、これを支える主体となる推進組織・担い手の育成充実を図るための枠組みや手続き等についての充実を図るべき。

② 国土交通省「みどりの政策大綱」の策定

国土交通行政全般について、「みどり」の整備・保全・管理に関する施策の方向と目標を明らかにした新たな国土交通省「みどりの政策大綱」を策定し、それを実現していくことが必要。

(2)「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の充実と支援方策

多様な「みどり」の整備・保全・管理を、市民、NPO、民間事業者等多様な主体の取り組みにより一層推進するため、法制度も含めた施策・制度の充実を図るべき。

「みどり」に関する諸制度と関連して、税制や寄付・信託制度との連携又は活用といった視点、国公有地の処分に当たっての「みどり」の保全・再生への配慮といった視点も含め、総合的に対応することが重要。

①多様な主体による植生回復、森づくり等に対する支援制度

地方公共団体等、公的セクターだけでなく、NPO等の市民団体、民間事業者等による、幅広い植生回復、森づくり、自然再生活動等に対する新たな支援制度を構築し、「みどり」に関する国民運動の輪を拡大していくべき。

②広域的な取り組み、多様な主体による取り組みに対する包括的支援制度

身近で豊かな自然環境へのアクセスを多様な主体の参画により改善するため、関係する広域の自治体、関係事業者等からなる協議会を設置し、地域の合意による事業連携計画に基づいて各事業者等が事業を連携して推進する方策及び、これを包括的に支援する事業制度を構築すべき。

(3)「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動の展開等

①地球温暖化対策、生物多様性の確保、循環型社会の形成を推進するための取り組み

地球温暖化対策や生物多様性の確保が喫緊の課題となっている今、国においては基礎的

な検討作業を着実に進めるとともに、普及啓発活動等を積極的に展開すべき。

また「緑のリサイクル」事業や、都市公園における自然エネルギーの活用を推進するなど、公園緑地分野における循環型社会の形成に向けた取り組みを推進すべき。

②国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい等の積極的展開

国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等について、さまざまな活動団体との連携等を取りながら、より幅広い展開により、積極的な取り組みを行うべき。

③国営公園を拠点とした普及啓発、国民運動の展開等

国営公園においては、「みどり」の普及啓発、国民運動の展開の拠点として、「みどり」に親しむさまざまなきっかけづくりを行い、公園緑地ネットワークのセンター的機能を果たす必要。

④「みどり」の普及啓発を支える人材の育成と確保

いわゆるシニアボランティアから、専門的かつ高度な技能を有する人材の養成まで、「みどり」の国民運動の展開を支える幅広い人材の養成、確保等に係る積極的な取り組みが必要。

⑤多様な主体の多様な取り組みへの表彰制度の充実

「みどり」に係る多様な主体の多様な取り組みを奨励していくため、広報活動に重点を置きつつ、さまざまな表彰制度の充実を図ることが必要。

(4)都市緑化植物園・環境ふれあい公園等「みどり」の活動拠点の新たな展開

都市緑化植物園や環境ふれあい公園等について、総合的な『「みどり」の環境活動ネットワークセンター(仮称)』として、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていくことが必要。

2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

(1)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元

都市公園事業等を核として、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の重点的な保全・再生・活用を総合的に支援する事業制度を構築すべき。

(2)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関しての配慮

①「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成

広がりのある有機的な「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成を推進するための支援方策を講じるとともに、土地利用や建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導に関する方針、周囲との調和やすぐれた伝統的景観の維持を図るための適切な植栽及び植栽管理の方針等からなるマスタープランを作成し、着実に具体化するための措置を講じていくことが必要。

②地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場からの眺望景観の形成

良好な眺望景観の確保と形成を図るため、マスタープランに基づき、都市公園法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法等の総合的、一体的な活用を図るとともに、良好な景観形成を阻害する要因となるような電線・電柱類の地中化等に取り組むべき。

③外国からの来訪者等のための適切なアクセスの確保

外国からの来訪者等による利用が想定される場合には、我が国の歴史・文化へのアクセスと理解が促進されるよう、動線計画や的確な情報提供・解説等について特段の配慮が必要。

④次世代を担う子ども達への配慮

次の世代を担う子ども達が歴史的・文化的資源に容易に接することができ、そして慣れ親し

むことができるよう配慮が必要。

(3)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成を図るための普及啓発等

「美しい日本の歴史的風土フォーラム(仮称)」をリレー方式で開催するなど、歴史的・文化的資源としての「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動を展開していくことが必要。

(4) 国として保存・継承すべき特に重要な歴史的環境・風土等に対する取り組み

特に重要な歴史的風土について、世界文化遺産としての新規登録及びそれに相応しい形での継続的保全・整備などに向け、国としての総合的な支援方策のあり方の検討を進めるべき。

今後も我が国の重要な歴史的・文化的資源を保全、活用する観点から、国営公園制度の的確かつ効果的な活用を進めていくべき。

3. ストックのもたらず効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

(1)他分野、他領域との連携の強化

防災、教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出など、幅広い分野・領域との緊密な連携を、これまで以上に図るべき。

(2)防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化

防災公園等の確保について重点的に取り組むとともに、防災機能の強化を図るため取り組みを緊急に進めるべき。

(3)さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上

キャッチボールやペットの公園利用など、利用者間の相互調整や利用者の自主的管理等の観点も含め、「みどり」の満足度・魅力を高める管理運営の工夫や方策の充実を図るべき。

セミパブリック、セミプライベートな性格を有する広場的な空間の整備や管理手法について、道路敷地や公開空地等との連携や敷地の有効活用等にも考慮しつつ検討することが必要。

国営公園について、国民の利用を一層促進する方策や、環境行動普及啓発拠点機能の設置など新たな展開を図るとともに、厳しい財政状況を踏まえ、効率的な整備及び管理手法について検討し、次期国営公園整備プログラム等に反映させていくことが必要。

(4)「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進

住民や企業の定年退職者を対象とした「みどり」の地域リーダーとなる人材養成など、幅広い住民、企業参加等による「みどり」の保全と創出を進め、次の世代へ継承していくための仕組みづくりを推進することが必要。

(5)誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備

バリアフリー新法を受け、都市公園の総合的なバリアフリー化を着実に推進していくための方策を講じるべき。

遊具等における事故の発生、公園における空間の不適切な占用、犯罪の発生、外来種等への対応、病虫害の発生に対する農薬等の使用、庭園や貴重な樹木・樹林地、湿地等の植生の管理水準の低下などについて、着実に改善を進める方策についても検討することが必要。

さらに、公園施設等について予防的な修繕等を行うことにより長寿命化を図り、公園施設の安全確保に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について整備すべき。

社会資本整備審議会

都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会

公園緑地小委員会報告

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理の
あり方と総合的な施策の展開について

平成19年6月

はじめに	・・・・・・・・1
I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・ 管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標	・・・・・・・・2
1. 基本的認識	・・・・・・・・2
2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について	・・・・・・・・2
(1) 「みどり」の概念、「みどり」に込める意味	
(2) 「みどり」に期待される機能	
(3) 社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲	
3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域に ついて	・・・・・・・・5
(1) 「みどり」の整備・保全・管理を推進する上で中長期的に重要となる視点	
(2) 次期計画における重点施策分野・領域	
4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について	・・・・・・・・8
(1) 現行計画における指標について	
(2) 次期計画に向けての指標の考え方	
5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について	・・・・・・・・11
(1) 目指す「みどり」の将来像について	
(2) 「みどり」の目標量	

Ⅱ. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り

組みを推進すべき事項 13

1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

. 13

- (1) 多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略
- (2) 「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の充実と支援方策
- (3) 「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動の展開等
- (4) 都市緑化植物園・環境ふれあい公園等「みどり」の活動拠点の新たな展開

2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策 19

- (1) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元
- (2) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関しての配慮
- (3) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成を図るための普及啓発等
- (4) 国として保存・継承すべき特に重要な歴史的環境・風土等に対する取り組み

3. ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策 23

- (1) 他分野、他領域との連携の強化
- (2) 防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化
- (3) さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上
- (4) 「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進
- (5) 誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備

おわりに 26

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理のあり方と 総合的な施策の展開について（案）

はじめに

平成17年6月30日に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対し、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」についての諮問を受け、具体的な検討課題として、下記の①～⑤の課題について、都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会において、検討してきたところである。

- ① 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み
- ② 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策
- ③ 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策
- ④ 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策
- ⑤ 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

このうち、③の「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策」について、都市の緑とオープンスペースに関し、

- ① 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標
- ② 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ③ 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策
- ④ ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

について、都市計画部会のもとに公園緑地小委員会を設け、専門的な見地からの検討を行うこととした。本報告は、新たな社会資本整備重点計画の策定に向けたこれらの課題について、7回の小委員会を開催し、審議を重ねた結果をとりまとめたものであり、本報告の趣旨に沿った、政策の具体化が図られることを期待するものである。

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る 緑とオープンスペースの分野とその目標

1. 基本的認識

社会資本整備重点計画法第4条に基づき平成15年10月に策定された現行の社会資本整備重点計画（以下、「現行計画」という。）は、それまで事業分野別であった9つの計画（道路、交通安全施設、空港、港湾、都市公園、下水道、治水、急傾斜地、海岸）を一本化し、計画内容を事業費から国民から見た「達成される成果」（アウトカム指標）へ転換した。「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の重点的な4分野において目標を定め、その主な事項について、達成状況を定量的に測定するための指標を設定し、施策横断的な取り組みと事業分野別の取り組みについて推進を図ってきている。

こうした中、人口減少・少子高齢化の急速な進展は、我が国の経済社会に構造的な変化をもたらし、社会資本に対する要請は、今後、質・量ともに大きく変化することが見込まれる。都市公園、緑地保全その他公共施設空間の緑化といったこれまでの緑とオープンスペースの整備・保全・管理も、社会構造の変化に対応しつつ、持続可能な社会を実現するために、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへの適切な対応が必要となっている。また、我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くことも想定しながら、良好な都市環境を維持、向上、再生させる緑とオープンスペースの機能、特性を踏まえ、これらの整備・保全・管理を戦略的かつ重点的に推進していく必要がある。

こうしたことから、次期の社会資本整備重点計画（以下、「次期計画」という。）の策定にあたっては、これからの緑とオープンスペースのあるべき姿を念頭に置き、国の政策課題に対応した必要性・緊急性を評価し、重点的な整備・保全・管理が進められるよう検討することが求められる。また、政策的に取り組む対象範囲をできる限り柔軟かつ広範に広げる観点や、次世代に残すべきストックの積極的、効果的な活用を推進する観点からの取り組みを進めるべきである。

2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について

(1) 「みどり」の概念、「みどり」に込める意味

これまでの都市計画中央審議会答申、社会資本整備審議会答申等に

においては議論の対象とする緑とオープンスペースについて、中核となる施設として都市公園等を位置づけ、それに加えて、道路、河川、急傾斜地、港湾、下水道処理場、官公庁施設等の公共空間から、都市に残された貴重な自然資源としての緑地や民有地の緑化まで、その対象をより広くとらえていくという方向で議論が積み重ねられてきている。

また、現行計画における重点目標「水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等」の指標である「都市域における水と緑の公的空間確保量」においては、国民のニーズや満足度の向上に的確に対応するため、都市公園等だけでなく、道路の植樹、河川緑地などの公的空間から、特別緑地保全地区などの土地利用規制により担保されている緑地までを含め、目標の達成に向けて効率的かつ効果的な事業執行を推進してきているところである。

こうした方向性を踏まえつつ、次期計画、さらに将来の都市の緑とオープンスペースのあり方等の決定にあたっては、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとする。

「みどり」の整備・保全・管理にあたっては、かけがえのない国民共有の財産としての総合的な機能や効果を最大限に発揮させることの重要性を念頭に置くべきである。

その際、持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全すべきことや、「みどり」が健全な都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤であることをふまえ、単に植物に覆われているというだけの空間ではなく、より多様で健康な状態を保った植物等から構成され、良好な水辺空間と一体となるなど、多くの生物の生息・生育や国民の心身の健康を支える、豊かで質の高い環境が形成されるよう配慮すべきである。

(2) 「みどり」に期待される機能

「みどり」は、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震火災等の災害発生時においては避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割を果たしている。

また、温室効果ガスである二酸化炭素の吸収固定作用等による地球温暖化の防止や風の道の形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与している。

さらには、我が国における気候・風土の多様性、四季の変化を体現し、美しい自然や地域の景観・風景を形づくり、日本庭園など我が国固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たしてきた。

今後、「みどり」が広義の社会資本、国民共有の財産として、かけがえない多くの機能を発揮していることに重きを置き、必要な施策の展開を図るべきである。

① うるおいのある生活環境の形成

「みどり」は、さまざまな都市環境改善効果や心理的效果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台であり、国民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有している。

② スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

「みどり」は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有している。特に将来を担う子ども達が健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な社会の礎となる貴重な機能を有している。

③ 地球温暖化等の防止

「みどり」は、国民にとって最も日常生活に身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

また、地表面を被覆する「みどり」の蒸散作用等による地表面の高温化の防止・改善の機能は、ヒートアイランド現象の緩和をもたらすなど、持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有している。

④ 野生生物の生息・生育環境の確保

「みどり」は、野生生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有している。

⑤ 都市・地域の防災性の向上

「みどり」は、大震火災時の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となり、また、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性、防災機能を向上させる機能を有している。

⑥ 地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される「みどり」は、都市や地域に固有の美しく風格ある風景・景観の基盤となる。また、四季の変化に富んだ多様な「みどり」は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきた。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有している。

このように、「みどり」は、自然と人、人と人、人と地域などの健全なつながり、コミュニケーション、循環などの関係性を回復、向上させる機能、役割を根底に有している。

(3) 社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲

都市公園、道路、河川、港湾、海岸、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、都市緑地法等による土地利用規制や契約・協定等によって担保されている民有の「みどり」、さらに、保全された農地、林地、社寺境内地や家庭の庭など、パブリックからプライベートの領域に至るまで、都市の「みどり」は広義の社会資本であるという認識に立つことが必要である。そして、これら広義の社会資本として評価される「みどり」の対象範囲をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらを適切に整備・保全・管理するための方策を総合的に講じるべきである。

3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について

(1) 「みどり」の整備・保全・管理を推進する上で中長期的に重要となる視点

「みどり」の保全・整備・管理に係る施策を推進していく上で、今後、より重要となる「みどり」の質の向上や利用、活用等も含めた視点は以下のとおりである。

① 美しい都市・地域・国土の形成を目指す

「みどり」を基調とした美しい都市・地域・国土は、自然と人間の豊かなふれあいやゆとりとうるおいに満ちた豊かな国民生活の基盤であり、これらを保全・再生し次世代に引き継いでいくことが、現下の我が国における重要な課題である。

こうしたことから、「みどり」により醸成される良好な環境に対する価値を正しく認識・評価し、美しい都市・地域・国土を形成するため、水と緑豊かな環境の保全・創出を推進する必要がある。

② 歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す

歴史と文化に培われ、慣れ親しまれた地域に固有の風土、景観は、文化遺産や風俗・習慣等とこれを包み込む良好な「みどり」とが一体となって形成されるものであり、醸し出される地域の個性や伝統は、そこに暮らす人々の満足感や帰属意識、愛着を呼び、国内外の人々が訪れたいと思う魅力と品格を形成する。

自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域の個性と魅力をベースとした、活発な地域間や国際的な交流・連携が展開されるよう、地域から愛され、慣れ親しまれた美しい「みどり」のストックを大切に作る豊かな地域づくりを推進する必要がある。

③ 誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す

急速な少子高齢化やライフスタイルの多様化が進展し、女性、高齢者、障害者などあらゆる人々の社会参画のニーズが拡大する中において、誰もが自由に、希望する活動を楽しめる、暮らしやすい社会の実現や、安心して子どもを育てることのできる社会の実現が求められている。

このため、国民の心身の健康の向上や良好な子育て環境づくり等を推進する中で、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、誰もが利用しやすく、その効果を享受することができるやさしい「みどり」の社会資本の整備・保全・管理について、ハード・ソフト両面からの向上を図る必要がある。

④ 持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す

「みどり」は、さまざまな環境負荷を軽減し環境を改善する機能を有し、持続可能な循環型社会を構築する上で大きな役割を有している。また「みどり」を舞台とした環境教育・環境学習、環境配慮行動の実践など、「みどり」は持続可能な循環型社会の形成に資するための普及啓発を進める上で最も身近で有効な手段である。

このような観点も踏まえ、地域に応じた「みどり」の整備・保全・管理を通じて、地球温暖化問題への対応、ヒートアイランド現象の緩和、地域固有の自然の保全、都市近郊の里地里山の保全、生物多様性の確保、持続可能な都市・地域・国土づくりへの積極的な対応を図る必要がある。

⑤ 安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成を目指す

ゆとりとうるおいに満ちた美しく豊かな都市・地域・国土を実現するためには、災害に強い安全な社会の形成を図ることが必要である。大震火災時において避難地・避難路、救援・復旧・復興等の拠点として重要な役割を果たす「みどり」の機能・価値を正しく認識・評価し、安全・安心な都市・地域・国土づくりを推進する必要がある。

⑥ 多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す

多様な主体の参加と連携による自然環境の保全や花と緑豊かな都市環境の創出など、「みどり」に関する協働の取り組みは、一人一人の生活を豊かにし、人と人との活発な交流を進め、社会全体を活性化し、国民一人一人の力と意欲に支えられた都市、地域、国土づくりを進める大きな力となる。

いわゆる団塊の世代の活躍の場が会社から社会へ転換する時期を迎え、それぞれの個が積極的に楽しみながら役割を発揮し、連携することにより、多様な主体の自主性や協調性、信頼感や連帯感に支えられた活力ある地域づくりの環が拓げられていく、関係性の回復のためのプラットフォームとしての「みどり」の機能に着目した取り組みを推進する必要がある。

(2) 次期計画における重点施策分野・領域

現行計画においては、社会資本整備について、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」の4つの重点目標の分野（以下、「重点4分野」という。）を設定している。「みどり」に係る施策については、「活力」を除いた3分野の重点目標に対応した具体の指標を掲げて、限られた財源の中で、効率的・効果的に事業を推進しているところである。

次期計画においても、これらの重点4分野に対応することを基本とし、また、これまで以上に施策横断的な取り組みや連携による取り組みによってより大きな効果を発現させていくことに留意しつつ、重点的かつ緊急に「みどり」に係る施策、事業を推進していく必要がある。

その際、重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域を明確にするとともに、限られた財源の中で、効率的・効果的にこれらの分野・領域における「みどり」の整備・保全・管理を推進するため、必要な施策・制度の一体的な構築を行うべきである。

現行の重点4分野に対応した「みどり」に関する施策分野・領域を検討する際の着目点として、例えば、

・暮らし：

- ・緑豊かで安心できる美しい都市環境の形成
- ・高齢者・障害者をはじめ誰にとっても優しい都市づくり
- ・良好な子育て環境の形成

・安全：

- ・大震災時における広域・地域防災拠点、避難地・避難路、帰宅困難者対策
- ・都市の防災機能の向上

- ・ 環 境 :
 - ・ 自然生態系を保全し、遺伝子資源を守り、多様な生物との共生の基盤となる水と緑のネットワークの形成
 - ・ 地球温暖化対策、ヒートアイランド対策
- ・ 活 力 :
 - ・ 観光・地域振興
 - ・ 歴史的・文化的資源等の活用や良好な都市景観の形成
 - ・ 芸術・文化の香り高いまちづくり

などについて検討していく必要がある。

さらに、その際、国民のニーズへの的確に対応することや満足度の向上等を図る上で、さまざまな政策や事業の連携による「みどり」の整備・管理・保全によってより高い効果が得られることから、良好な景観の形成をはじめ、さまざまな施策の横断的な連携について、特に積極的に取り組んでいくことが求められる。

4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について

(1) 現行計画における指標について

現行計画の重点分野において、「みどり」に係る指標は以下のとおり設定されており、これらに基づいて毎年フォローアップを行い、事業の進捗状況の把握に努めている。

分 野 : 「暮らし」
 重点目標 : 水・緑豊かで美しい都市生活空間等の形成等
 指 標 : 「都市域における水と緑の公的空間確保量」
 【H19 までに約 1 割増 (12 m²/人 (H14) → 13 m²/人 (H19))】

分 野 : 「安全」
 重点目標 : 大規模な地震、火災に強い国土づくり等
 指 標 : 「一定水準^(注 1)の防災機能を備えるオープンスペースが 1 箇所以上確保された大都市^(注 2)割合」
 【約 9 % (H14) → 約 25 % (H19)】
 (注 1 一定水準: 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設を備える面積 10ha 以上のオープンスペース)
 (注 2 大都市: 人口 20 万人以上の都市 (東京特別区及び政令指定都市においては、区を 1 都市と扱う))

分野：「環境」
重点目標：地球温暖化の防止
指標：【都市緑化等による吸収：約 28 万 t-CO₂】

分野：「環境」
重点目標：良好な自然環境の保全・再生・創出
指標：「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」
【H19 までに約 2 割再生】
「失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合」
【H19 までに約 3 割再生】

また、重点目標として掲げてはいないが、事業分野別の取り組みとして、

「都市における良好な自然環境の保全・創出に資する公園・緑地を H19 までに新たに約 2,100ha 確保」

「全国民に対する国営公園の利用者数の割合を平成 19 年度に「4 人に 1 人」とすることを目標に置き、適正な整備と管理・運営を推進する。」

の 2 つの指標を掲げて、「みどり」の整備・保全・管理を推進している。

(2) 次期計画に向けての指標の考え方

次期計画においては、公的に担保されている「みどり」だけでなく、契約・協定等により担保されている民有の「みどり」、建築敷地等における緑化など、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらの整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映された、わかりやすい指標を設定すべきである。

この中で、緑豊かな都市環境の形成を実感できるような都市における「みどり」の量を表す総合的な指標については、人口 1 人当たりの量を示す指標だけでなく、緑地の面積比率による「緑地率」や、さらには「みどり」の機能、内容、質を反映させることも考慮し、衛星画像情報等を活用した「緑被率」など、「みどり」の土地被覆面積比率による指標の導入を検討すべきである。

その際、国においては、広域的な状況把握や都市間の相互比較ができる統一的指標となるよう、「緑被率」の計測手法について「衛星画像情報等による緑被率調査マニュアル（仮称）」を作成し、地方公共団体に示すことが必要である。

また、地域の実情に応じた、自主性・裁量性のある指標の設定や目標値の設定についても配慮するなど、弾力的な運用を行うべきである。

現行の重点4分野に対応する指標を検討する際の着目点として、例えば、

○暮らし：

- ・水と緑の公的空間の確保の状況
- ・都市域における「みどり」の割合の状況
- ・高齢者や障害者等に対応した「みどり」のバリアフリー化の状況
- ・誰にとっても優しい都市の形成に資する「みどり」の機能・質の確保の状況
- ・「みどり」へのアクセスの容易さの状況 等

○安全：

- ・広域避難地の整備（広域避難困難人口の解消）の状況
- ・一定の防災機能を備えた避難地を有する都市の状況 等

○環境：

- ・地球温暖化対策（二酸化炭素吸収源対策）への寄与の状況
- ・生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる「水と緑のネットワーク」の形成の状況
- ・多様な野生生物の生息生育空間となる良好な自然的環境としての「みどり」の保全・創出の状況 等

○活力：

- ・国営公園の利用状況
- ・観光等の集客やイベントの開催効果など、地域振興の寄与・賑わいの状況
- ・歴史的・文化的資源の活用等の状況
- ・歴史的・文化的資源を活用した都市公園等を核とした「水と緑と歴史のネットワーク」の設定の状況

等、これまでの指標との継続性にも配慮しつつ、「みどり」に関する施策分野・領域に掲げられた主要事項に対応する指標を検討すべきである。

5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について

(1) 目指す「みどり」の将来像について

「みどり」は、ゆとりとうるおい、美しさに満ちた暮らしの象徴であり、安全で安心、快適な都市、地域、国土づくりに欠くことのできない存在である。

このため、美しく、安全で安心な国土の形成、さまざまな環境問題への対応、自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域づくり、少子高齢化社会に対応したインフラ整備、心豊かな参画型社会の実現等を基本的視点としながら、ハード面においては、

『地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり』

『世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある「みどり」の歴史的環境・風土の育成』

『誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成』

等を、ソフト面においては、

『地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり』

『ゆとりと豊かさに満ちた「みどり」を愛する生活文化、世界に誇る「みどり」の国民文化の形成』

等を目指す将来像として掲げ、そのためのさらなる検討を進めるべきである。

(2) 「みどり」の目標量

過去の都市計画中央審議会答申や「緑の政策大綱(平成6年建設省決定)」においては、「1人当たり都市公園等面積 20 m²」や「市街地における持続性のある緑地3割」を目標としてきている。

総人口減少の局面を迎え、コンパクトシティと言われるこれからの集約型構造の都市像、生活像をも踏まえた「みどり」の将来目標量については、良好な都市環境を維持増進していく観点から、引き続き、連担した市街地

において持続性のある「みどり」の割合（公的緑地率）を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示す必要がある。

その際、大都市圏や地方中枢都市・中核都市等の土地利用の高度化した地域では、緑化地域制度の広範囲な活用を図るとともに、立体都市公園制度、人工地盤型市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度等の活用による人工地盤上の公園・緑地整備や、公共・公用施設を含めた建築物の屋上・壁面などの緑化を一体的に推進するなど、複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じていく必要がある。

また、地域の特性に応じた多様な「みどり」豊かな都市像を各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、都市公園、道路、河川、港湾、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、土地利用規制や契約・協定によって担保されている民有の「みどり」、保全された農地（市民農園を含む）、樹林地、社寺境内地など、幅広い「みどり」を対象として、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現することが求められる。

さらに、将来目標の検討にあたっては、次期計画の計画期間を超える中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画（5年）における達成度（達成目標）、アウトプット量の設定について検討すべきである。

例えば、中長期的（10年程度）に完了（概成）させる「みどり」の政策分野を「防災」とした場合、大都市など一定の要件を満たした区域内の広域避難地の整備率（広域避難困難人口の解消）について100%を目指すなど、国民にわかりやすい達成目標を検討すべきである。

その際、高度経済成長期の宅地造成等に伴い整備された都市公園等の老朽化が進み、施設の更新等が必要となってくる中で、維持管理コスト、更新コストの縮減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めることが求められる。

Ⅱ. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り組みを推進すべき事項

I. においては、次期計画における「みどり」の整備・保全・管理に係る施策の対象範囲、施策分野・領域、指標、目標量等についての基本的な方針を示したが、これらを実現していく上において、多様な主体の参加・連携、歴史的・文化的資源の活用、相乗的なストック効果の発現等を図るため、以下のような施策を幅広く講じることが必要である。また、これらの施策の実現に向けて、施策の効果を確実なものとし、その効果を高めるために、先進的な類似の取り組み等についての情報収集や実態の把握、効果の分析等を行うなど、詳細かつ具体的な検討を進めることが必要である。

1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

国や地方公共団体が主体となって行ってきた公園・緑地の整備・保全・管理に係る制度や事業手法等にとどまらず、民有地を含めた幅広い「みどり」の分野・領域において展開される、地域に根づいた自治会や公園愛護会等の既存組織、ボランティア、NPO、民間企業等の活動等にも重点を置き、「みどり」の整備・保全・管理を推進するための施策を、その支援方策も含めて幅広く展開していくことが必要である。

その際、国においては、多様な主体の参加・連携による「みどり」の整備・保全・管理に係る施策の総合的展開を図るため、国土交通省「みどりの政策大綱」を策定するなど、諸施策の基本方向と基本目標を定め、諸施策を確実に実施していくために必要な、施策・制度の構築、技術基準等の整備や指導及び助言等、適切な役割を果たしていくことが必要である。

(1) 多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略

① 多様な取り組みを継続的に推進していくための組織や担い手を支える施策の充実

多様な「みどり」の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により、長期的、継続的、安定的に推進するためには、これを支える主体となる推進組織・担い手による活動が着実かつ円滑に推進されることが特に重要であるという観点から、これら組織の育成充実を図るための、組織に関する枠組みや手続き等についての充実を図ることが必要である。

民有の屋敷林や農地等の「みどり」の所有者としての個人から、いわゆ

る公園愛護会や身近な自然環境の保全活動等を行うNPO等を始めとした市民団体、再開発等を行う中で緑豊かな公開空地等を創出する民間事業者等に至るまで、「みどり」に係る活動を支える主体に対する支援について、さまざまな形で行われる自発的な活動に対しても的確に対応することができるよう、柔軟かつ幅広い措置を講じていくべきである。

特に、民有の緑地の保全と利用を図るための制度である市民緑地の管理主体として、都市緑地法に基づく緑地管理機構制度があり、また、都市公園法においても公園管理者以外の者の公園施設の設置・管理により、公園機能の増進等を図る制度があるが、これらを担う主体による活動が、より幅広く継続的に実施されていくための組織に係る枠組みの充実を一層図るべきである。

② 国土交通省「みどりの政策大綱」の策定

国土交通省所管のすべての社会資本整備における「みどり」の取り組みを実効性のあるものとするために、より具体的な施策の目標と推進に関する計画が必要である。

これまで、平成6年7月に建設省として「緑の政策大綱」を取りまとめ、道路、河川、海岸、住宅、営繕等の建設省所管行政について、「みどり」の確保に関する所管施策の方向と目標を明確にし、総合的な施策の推進が図られてきたが、今後、国土交通行政全般についても、同様に「みどり」の整備・保全・管理に関する施策の方向と目標を明らかにした新たな国土交通省「みどりの政策大綱」を策定し、それを実現していくことが必要である。

新たな「みどりの政策大綱」においては、所管事業の連携・一体的実施、民有緑地の保全、多様な緑化等による水と緑のネットワークの形成、所管施策の総合的・重点的な実施等に係る方策を取りまとめることが必要である。

また、あわせて、「みどり」に関する技術開発や国際交流、国民への「みどり」に関する普及啓発、情報発信に係る取り組みを明らかにすることが必要である。

(2) 「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の充実と支援方策

「みどり」の整備・保全・管理において、公共事業として着実に実施すべき施策分野・領域とこれらに係る重点的な目標等を設定する一方で、地域に特有な地形・植生等が残されている貴重な民有地の「みどり」や民間事業者による再開発等において生み出される「みどり」など、多様な「みどり」の整備・保全・管理を、多様な主体の取り組みにより一層推進することが必要である。

民有の「みどり」の保全については、特別緑地保全地区制度に代表され

る土地利用規制と土地に係る税の減免や買い入れ要望のある場合の土地の買い入れ等の基本的枠組みがあり、土地所有者に代わって地方公共団体や緑地管理機構が「みどり」の管理を行う市民緑地契約や管理協定制度等の仕組みがある。また、民間事業者等による再開発等における「みどり」の創出については、緑化地域制度による面的に緑化を義務づける枠組みをはじめとして、総合設計制度等により緑豊かな公開空地が確保される枠組みや、緑化施設整備計画を認定する制度があり、主体となる民間事業者の努力を社会環境貢献の観点から評価・認定するシステムも始まっている。

こうした現行制度等の普及啓発に加え、多様な主体による「みどり」の整備・保全・管理に係る取り組みがなお一層積極的に展開されるよう、法制度も含めた施策・制度の充実を図るべきである。

その際、屋敷林など都市に残された民有の緑地が相続時に消失したり、良好な樹林を有する国公有地が通常の宅地等に土地利用転換される事例等にみられるように、「みどり」に関する諸制度と関連して、税制や寄付・信託制度との連携又は活用といった視点、国公有地の処分に当たっての「みどり」の保全・再生への配慮といった視点も含め、総合的に対応することが重要である。

① 多様な主体による植生回復、森づくり等に対する支援制度

持続可能な都市を構築していくためには、現世代のための投資だけでなく、将来の世代に対する負荷をもたらず負の遺産を創出しないという視点が重要である。

特に、京都議定書の第一約束期間（2008～2012）を目前に控え、国際的に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減に係る数値目標を達成することから、今後は地球温暖化防止対策も視野に入れ、二酸化炭素吸収源となる都市の「みどり」の創出・確保を積極的に図ることが必要である。

また、都市のヒートアイランド現象の進行や空き店舗・空き住宅、低未利用地等、市街地の環境劣化が進む中で、集約型構造の都市における環境の改善、美しい都市のたたずまいの実現を図ることも重要な課題となっている。

このため、地方公共団体等、公的セクターだけでなく、NPO等の市民団体、民間事業者等による、幅広い植生回復、森づくり、自然再生活動等に対する新たな支援制度を構築すべきである。また、都市緑化分野において、国及び地方公共団体が率先して、「みどりの『植生回復』プロジェクト（仮称）」を推進するなど、「みどり」に関する国民運動の輪を拡大していくべきである。

この際、地球温暖化対策や生物多様性の確保等、都市の環境改善上、確実に効果を発揮する「みどり」の規模や態様に関して、技術的な知見に基

づき施策を展開することが必要であり、地域の遺伝子の保全や植生遷移の過程の重要性に配慮した取り組みを進めることが重要である。

② 広域的な取り組み、多様な主体による取り組みに対する包括的支援制度

「みどり」のネットワークの形成を総合的に図るための既存の事業制度としては、緑地環境整備総合支援事業があるが、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる水と緑のネットワークを形成し、身近で豊かな自然環境へのアクセスを多様な主体の参画により改善するため、以下のような場合に、関係自治体、関係事業者等からなる協議会を設置し、事業連携計画に基づいて各事業者等が事業を連携して推進する方策及び、これを包括的に支援する事業制度を構築すべきである。

また、この中で「みどり」の管理水準や管理方針について相互に調整を図り、地域全体の「みどり」について整合ある管理育成を推進し、地域全体の自然的環境の向上を図っていく枠組みが必要である。

- ・ 対象とするエリアが複数の市町村に及び、都市公園等事業をはじめ、市民緑地事業、緑地保全事業等、「みどり」に関連するさまざまな事業を、市町村の行政区域を超えて、相互に連携させつつ、総合的、広域的に実施することが必要な場合
- ・ 都市公園事業や市民緑地事業、緑地保全事業等に加え、公共公益施設の緑化、民有施設の緑化、民有緑地の保全など「みどり」に関連する多様な主体のさまざまな取り組みを、相互に連携させつつ、総合的、横断的に実施することが必要な場合

(3) 「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動の展開等

住民参加による都市における「みどり」の保全・創出等を推進し、緑豊かなうらおいのある生活空間の実現や美しいまちづくりの展開を図るため、春季における都市緑化推進運動期間（4～6月）¹や都市緑化月間（10月）において、「みどり」の普及啓発を図るための各種の取り組みが全国各地で行われている。

また、「みどり」の情報・文化を発信し、「みどり」の保全や創出に対する意識の高揚や技術の普及、交流を促進する代表的な行事として、国営公園において全国「みどりの愛護」のつどいが、都市緑化に積極的に取り組む地方公共団体において全国都市緑化フェアが毎年開催され、1990年「大阪花博国際花と緑の博覧会」、2000年「淡路花博ジャパンフローラ2000」、2004年「浜名湖花博パシフィックフローラ2004」と国際園芸博覧会が開催されてきている。

さらに今年より、自然に親しみ、その恩恵に感謝し、豊かな心を育

むことを願うとともに、国民の関心と理解を一層促進し、「みどり」についての国民の造詣を深めるため、5月4日が「みどりの日」とされ、「みどりの月間」が設定されたところである。

多様な主体の参加・連携による多様な「みどり」の整備・保全・管理を、国民運動的展開をもって力強く推進するため、これらの普及啓発と国民への呼びかけを進める取り組みを積極的に展開すべきである

その際、環境保全への配慮の観点から、備えるべき「みどり」の質や内容についての情報発信や、将来を担う子ども達にとっても、分かりやすく親しみやすい情報発信の方法等について、特に配慮する必要がある。

① 地球温暖化対策、生物多様性の確保、循環型社会の形成を推進するための取り組み

地球温暖化対策や生物多様性の確保が喫緊の課題となっている今、国においては、IPCCによる吸収源の計上方法のガイドラインに基づき、対象となる事業や吸収量算定方法の確定、全国目標値の設定等の基礎的な検討作業を着実に進める必要がある。こうした着実な取り組みを進める一方で、都市緑化月間の新たな統一キャンペーン標語「ひろげよう育てようみどりの都市」の下、全国の都市において、地域住民、民間企業やNPOなどを含めた多様な主体の参加と連携を得ながら、都市における環境保全の重要性について警鐘をならす普及啓発活動等を積極的に展開するべきである。

また、家庭の庭から都市公園、道路や河川、土地利用規制等により担保されている緑地まで、すべての「みどり」が生物多様性や生態系の基盤を形成することを踏まえ、これらすべての「みどり」が連携して、都市において健全でエコロジカルなネットワークを形成するための、多様な主体による幅広い取り組みが必要であることについて、積極的な普及啓発を図るべきである。

さらに、これらの緑地から発生する伐採木や剪定枝、落葉・落枝、除草や芝刈りに伴う発生材料を廃棄物として処分するのではなく、腐葉土、木炭、園路や林床への敷きならし材等に利用する「緑のリサイクル」事業や、都市公園における自然エネルギーの活用を推進するなど、公園緑地分野における循環型社会の形成に向けた取り組みを推進すべきである。

② 国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい等の積極的展開

世界の中で魅力ある日本として、アジアをはじめとした世界の国々との文化交流を促進する国際園芸博覧会の開催や、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等について、「みどり」に関連す

る普及啓発のあり方とそのための効果的、効率的な行事の開催方法等について検討しつつ、NPOをはじめとした市民団体、民間事業者など、「みどり」に関するさまざまな活動団体との連携等を取りながら、より幅広い展開を図るべきである。特に国際園芸博覧会において出展された海外の日本庭園などが広く世界的に注目されていることもふまえ、我が国固有の庭園技術を通じた国際交流も推進すべきである。

この中で、自然と共生した国づくりを進めることが特に重要であることを踏まえ、循環型社会の形成、持続可能な国土の形成、生物多様性や地域固有種の保全などの視点に重きを置いた積極的な取り組みを行うことが必要である。

③ 国営公園を拠点とした普及啓発、国民運動の展開等

国営公園においては、「みどり」の普及啓発、国民運動的展開の拠点として、公園緑地ネットワークのセンター的機能を果たす必要がある。

従来からの「都市緑化月間」や新たな「みどりの月間」における普及啓発活動や自然観察会、「みどり」のウォークラリーなどの関連イベントの充実によって、国民が国営公園において「みどり」に対する親しみをもち、深めるための「きっかけ」をつくることが重要である。

例えば、国営公園制度30周年記念事業として実施された「国営公園フォトコンテスト」については、テーマを「花」などに絞った部門を新たに創設しながら継続的展開を図ったり、歳時記を生んだ日本の四季の「みどり」を詠んだ短歌・俳句等の伝統文化に関するコンテストを行うなど、幅広い活動等の取り組みが望まれる。

④ 「みどり」の普及啓発を支える人材の育成と確保

「みどり」の着実な整備・保全・管理の充実と安全かつ適正な利用の促進を図るためには、普及啓発を支えていく幅広い人材が必要である。例えば、身近な環境活動や冒険遊び、スポーツ利用など、子ども達の安全で楽しい「みどり」の利用を導くリーダーとなる、いわゆるシニアボランティアから、環境教育プログラムの指導者などの専門的かつ高度な技能を有する人材の養成まで、「みどり」の国民運動の展開を支える幅広い人材の養成、確保等に係る積極的な取り組みが必要である。

⑤ 多様な主体の多様な取り組みへの表彰制度の充実

「みどり」に係る多様な主体の多様な取り組みを奨励していくため、「みどりの愛護」功労者表彰、都市緑化功労者表彰、花のまちづくりコンクール、緑の都市賞、都市公園コンクール、屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール等の各種の表彰制度が、関係公益法人等の取り組みも含めて実施されてきているところである。今後、多様な主体の積極的な活動を促進してい

くため、こうした表彰についての広報活動にさらに重点を置きながら、制度の充実を図る必要がある。

(4) 都市緑化植物園・環境ふれあい公園等「みどり」の活動拠点の新たな展開

地方公共団体が設置する都市公園等においては、都市緑化植物園や環境ふれあい公園等が「みどり」の活動拠点として機能してきた。

都市緑化植物園は都市住民に対する緑の相談所として昭和50年より整備が進められてきた。鑑賞目的も兼ねたさまざまな緑化植物見本園や緑化相談・指導所を兼ねた休憩所等を有する都市緑化植物園へのニーズは依然として大きい。一方で、都市のヒートアイランド対策やさまざまな生物のビオトープとなる里山的な環境整備等を行う環境共生型緑化、ガーデニングや花卉園芸などに対する国民の要求や関心の高まり、また、屋上・壁面緑化など都市緑化分野における技術開発の進展など、都市緑化に対する新たな要請の中で、より多面的な機能が「みどり」の活動拠点にも求められるようになってきている。

環境ふれあい公園については、多様な生き物の生育・生息地を確保するとともに、自然とのふれあいを通じた子ども達の環境学習や環境活動の指導者の育成拠点として整備が進められてきた。

体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設等、新たなタイプの公園施設の位置づけも行われ、「みどり」の活動拠点としてさらなる充実が都市緑化植物園とともに期待される。

今後は地球環境問題に対する認識の深まりをも十分考慮し、総合的な『「みどり」の環境活動ネットワークセンター（仮称）』として、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化するとともに、それぞれの公園の性格に応じた「みどり」の活動拠点としての機能を高めていくことが必要である。

2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

すぐれた歴史的・文化的資源であり、また観光資源でもある、我が国の歴史的風土・文化的資源を活かしたまちづくりは、人口減少社会に入り、うるおいと活力のある集約型都市を目指すこれからのまちづくりにおいて、重要なテーマである。

地域のシンボルや郷土の誇りとなり、観光振興や地域振興の核となる城跡等の文化財や由緒ある邸宅・庭園等と一体となった「みどり」の存在は、都市に固有のアイデンティティを与え、地域への誇りや愛着を生み出す源

となり、満ち足りた暮らしを実感できるまちづくりに欠かせないものである。また、さまざまな「みどり」の空間においてその地域に伝わる伝統的な祭りや、地域の誇りとなるイベントが行われることは、「祭り」文化の継承と創造を通じた中心市街地等の活性化など、地域の再生のためにも重要であるとともに、美しい国づくり、観光立国実現等にも寄与するものとなる。

こうした観点から、特に、歴史的意義を有する建造物や遺構等が周囲の自然的環境と一体をなして醸し出される歴史的風土の保存と活用や、将来に向けて新たな地域の個性と魅力を形成する芸術性、文化性の創出に寄与する「みどり」を積極的に整備、保全、管理するとともに、周辺の市街地等における良好な歴史的環境の保全、再生等を総合的に推進するための施策を、全国的に幅広く展開していくことが必要である。

(1) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元

地域を代表する重要な歴史的・文化的資源の適正な整備・活用を図り、自然と歴史と文化の香り高い地域の個性と魅力をベースとした、活発な地域間や国際的な交流・連携が、地域活性化、地域振興を図る上で今後一層重要になる。

このため、文化財保護法により指定された文化財や登録文化財など歴史的・文化的資源の適正な保全と整備・復元、管理等について、都市公園事業等を核として、周辺の歴史的景観・環境の形成も含め一体的に実施するための「歴史的都市公園等保全・再生・活用計画（仮称）」を、地方公共団体が策定し、これを国が認定し、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の重点的な保全・再生・活用を、総合的に支援する事業制度を構築すべきである。

その際、歴史的建造物や庭園等の復元にあたって、歴史的な雰囲気や情緒を大切にだけでなく、実在した建造物等の外観や地割りと大きく相違することがないように、専門的な知見の活用等により、できる限り史実に沿った復元を図ることが必要である。

(2) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関しての配慮

我が国固有の歴史的・文化的資源が有する価値や意義、美しい国づくりを推進する上で果たす役割の大きさを踏まえ、これらが地域を越え、より広く活用されるため、以下のような配慮を適切に行うことが必要である。

①「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成

歴史的・文化的資源となる「みどり」を核とした、まちづくり、地域づくりを推進するためには、広がりのある有機的な「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成を図ることが効果的である。地域の文化財や歴史的風

土、また、歴史的・文化的資源と一体となった都市公園、市民緑地や歴史博物館、さらに、それらへの視点場となる道路、歴史的街道・みちすじ、運河、用水、緑地などを結ぶネットワークの形成を推進するための支援方を講じるべきである。

また、周辺のまちなみや自然的環境と一体となった特色ある歴史的風土の形成を計画的に進めることが重要であり、土地利用や建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導に関する方針、周囲との調和やすぐれた伝統的景観の維持を図るための適切な植栽及び植栽管理の方針等からなるマスタープランを地方公共団体において作成し、着実に具体化するための措置を講じていくことが必要である。

この際、施設等の整備・復元・再生に当たっては、木材等をはじめ、地元産の材料の活用や伝統的技術の活用等に配慮すべきである。

② 地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場からの眺望景観の形成

地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場となる都市公園、水辺空間等からの良好な眺望景観の確保と形成を図るため、マスタープランに基づき、都市公園法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法等の総合的、一体的な活用を図るべきである。

「水とみどりと歴史のネットワーク」形成や、重要な視点場からの眺望景観の形成に際しては、良好な景観形成を阻害する要因となるような電線・電柱類の地中化や宅地裏への移設等についても、併せて一体的に取り組んでいくべきである。

③ 外国からの来訪者等のための適切なアクセスの確保

地域への国内外からの観光客の増大のためには、「もてなしの心」が感じられるまちづくりが重要である。このため、特に外国からの来訪者等による利用が想定される場合には、円滑な利用の確保とともに、我が国の歴史・文化へのアクセスと理解が促進されるよう、分かり易い動線計画や的確な情報提供・解説等について、特段の配慮が必要である。

この際、施設整備等のハード面における配慮だけでなく、来訪者を迎え、もてなす人的配慮について、シニアボランティア等の活用も含めソフト面における配慮を充実させることが必要である。

④ 次世代を担う子ども達への配慮

子ども達が歴史的風土・文化に身近に接し、親しみを持ち、理解を深めることができる視点が、今後のまちづくりにとって重要である。

このため、次の世代を担う子ども達が歴史的・文化的資源に容易に接し

られ、そして慣れ親しむことができるよう、景観や環境の保全に配慮しつつ、子ども達にとって魅力ある「みどり」を、歴史的・文化的資源と一体的に確保するなどの配慮が必要である。

(3) 歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成を図るための普及啓発等

都市公園法施行50周年を記念した「日本の歴史公園100選」や古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」の選定都市などにおける歴史的・文化的資源としての「みどり」を対象とする写真コンテスト等の実施、「美しい日本の歴史的風土100選記念フォーラム」の継続的・全国的な展開を図るため、上記都市等を会場とし、関係地方公共団体との連携と役割分担の下で「美しい日本の歴史的風土フォーラム（仮称）」をリレー方式で開催するなど、歴史的・文化的資源としての「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動を展開していくことが必要である。

(4) 国として保存・継承すべき特に重要な歴史的環境・風土等に対する取り組み

世界文化遺産に登録された京都、奈良をはじめ、暫定リストに登録された飛鳥・藤原の宮都、武家の古都鎌倉、それらに準ずる特に重要な歴史的風土について、世界文化遺産としての新規登録及びそれに相応しい形での継続的保全・整備などに向け、都市公園・古都保存・都市計画行政を所管する立場から、国としての総合的な支援方策のあり方の検討を進めるべきである。

国営公園については、国営飛鳥歴史公園や国営吉野ヶ里歴史公園、国営沖縄記念公園首里城地区が、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図る観点から整備されているが、広域の見地から設置されるイ号国営公園についても、できるだけ歴史的意義を有する土地を含むことがその位置及び区域の選定基準とされている。今後も我が国の重要な歴史的・文化的資源を保全、活用する観点から、国営公園制度の的確かつ効果的な活用を進めていくべきである。

このため、国営公園の整備・管理にあたっては、歴史的・文化的資源や歴史的意義ある土地の価値を高めるよう特に配慮するとともに、国営公園自体が地域の自然環境等の特性、歴史や伝統文化、地域資源等を活用して創造された新たな歴史的・文化的資源となり、次の世代へ継承されていくような個性・魅力と品格を有する国民共有の社会資本として育てていくことが望まれることを十分踏まえ、地域の歴史・文化や自然環境等の特性に対する認識をより深めつつ、その整備・管理に取り組んでいくべきである。

3. ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くなかで、良好な都市環境を効率的に維持・向上させていくためには、地域に定着し愛され親しまれている「みどり」のストックの適切な保全を図るとともに、「みどり」のストックの総合的な利用、活用を図り、より高い、生き活きとしたストック効果を発現させるべきであり、このため、以下の施策を講じる必要がある。

(1) 他分野、他領域との連携の強化

「みどり」がより多くの機能を重層的に発揮し、ストックの利用、活用価値が最大限に高められるよう、防災、教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出など、幅広い分野・領域との緊密な連携を、これまで以上に図るべきである。

(2) 防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化

大地震や火災時等において、避難地や防災拠点、延焼防止帯等の機能を、適切、有効に発揮する防災公園等の確保について、拡散型から集約型への都市構造の転換や不燃領域の拡大を図っていく中で、重点的に取り組むことが必要である。また、既存の防災公園等を対象とし、防災機能の強化を図るための以下の取り組みを緊急に進めるべきである。

- ①避難者、帰宅困難者等のための避難収容施設となる運動施設、ヘリポートとなる広場その他の構造物等を対象とした耐震性調査の実施と必要な耐震性強化工事の早急な実施
- ②避難者、帰宅困難者等が利用する災害用トイレ・情報提供施設等や、耐震性貯水槽・井戸、備蓄倉庫、延焼防止のための植栽など、防災公園等に求められる災害応急対策施設等の早急な整備
- ③防災公園等の区域外における広場・植栽・災害用応急対策施設等と公園との一体的管理による防災機能の強化
- ④防災公園等の周辺市街地における樹木（高木）を主とした連続的、一体的な緑化の推進による延焼防止機能及び安全性の強化

(3) さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上

さまざまなライフスタイルを持つ、さまざまな世代の人々にとって「みどり」が多様な機能を発揮し、かけがえのない地域の財産として、親しまれ、愛され、育まれるよう、例えば、キャッチボールやデイキャンプ、ペットの公園利用、昆虫採集や竹林でのタケノコ採り、里山（二次林）の伐採と炭焼きなど、利用者間の相互調整や公園愛護会等による自主的管理等

の観点も含め、「みどり」の満足度・魅力を高める管理運営の工夫や方策の充実を図るべきである。

また、散策や休憩などの憩いの場としてだけでなく、コミュニティの交流や催事等、さまざまな利用、活動の受け皿の場、文化・芸術の場等として、主体的な活動を行う利用者の発意を柔軟に受け入れ、公的な「みどり」の空間を提供していくという基本的な姿勢も必要である。さらには、こうした活動がより活発に繰り広げられ、活力に溢れる生き活きとしたまちづくりが推進されるよう、セミパブリック、セミプライベートな性格を有する広場的な空間の整備や管理手法について、既存の公園のリニューアルや道路敷地、公開空地等との連携や敷地の有効活用等にも考慮しつつ、そのあり方も含め、検討する必要がある。

国営公園についても、ストックのもたらす効果を、より大きく、総合的に発揮させるため、多様な主体の参画と協働の下、利用者の満足度を高め、国民の利用を一層促進する方策や、自然教育・環境学習等の充実による国民の環境行動普及啓発拠点機能、里地里山の自然環境や地域の固有種、地域植物遺伝子の保全等を行う調査研究機能の設置など、新たな展開を図るべきである。

また、こうした視点に加え、国、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、これまで以上に多角的な視点から、国営公園の効率的な整備及び管理手法についても検討し、次期国営公園整備プログラム等に反映させていく必要がある。

(4) 「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進

都市の「みどり」は住民等にとって最も身近な存在であり、かけがえのない地域共有の資産でもある。このため、幅広い住民、企業参加等による「みどり」の保全と創出を進め、次の世代へ継承していくための仕組みづくりを推進する必要がある。

例えば、地域の企業、NPO、自治会、小中学校、高校などと連携して地域の植物等を種子などから育てて、地域の公共空間や里山に戻し、ひろげていくような活動を奨励したり、「みどり」の地域リーダーとなるような人材養成のための事業を、住民や企業の定年退職者を対象に実施していくなど、「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動を全国的に展開していくべきである。

また、個人、企業等が所有管理する庭園、歴史的建物と一体となった「みどり」を花の美しい時期にオープン・ガーデンとして公開し、その入園料収入を『「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動』の費用の一部に充当するような活動についても、展開を図ることが望まれる。

(5) 誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備

都市公園のバリアフリー化については、いわゆるバリアフリー新法が施行され、省令で対象となる特定公園施設ごとのバリアフリー基準が、また、基本方針で園路及び広場、駐車場、便所についての達成目標が示された。今後は、目標の達成を図るため、ガイドラインの作成・周知を始めとした取り組み、進捗状況のフォローアップや政策評価を行うとともに、都市公園の総合的なバリアフリー化を着実に推進していくための方策を講じるべきである。こうした中で、国営昭和記念公園や国営アルプスあづみの公園等の国営公園で進められている、公園施設のバリアフリー化や人的サービスに関して利用者に対して行う情報発信やバリアフリー化のためのプログラム実施マニュアル等の作成試行など、先進的な取り組みについての周知を広く確実に行うことによって、全国的な「みどり」のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を目指すべきである。

また、「みどり」の管理運営・利用面や、保つべき質の確保等の観点から生じているさまざまな課題、例えば、遊具等における事故の発生、公園における空間の不適切な占用、犯罪の発生、外来種等への対応、病虫害の発生に対する農薬等の使用、庭園や貴重な樹木・樹林地、湿地等の植生の管理水準の低下などについて、着実に改善を進める方策についても検討する必要がある。

さらに、公園施設等について予防的な修繕等を行うことにより長寿命化を図る視点も重要である。特に、公園施設の安全確保については、近年、類似施設（流水プール、ジェットコースター等）において、死亡事故が相次いで発生したことも踏まえ、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代が安全で安心して「みどり」を利用できること等が重要であることから、公園施設の安全確保に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について整備すべきである。

おわりに

ゆとりとうるおい、美しさに満ちた豊かな生活の象徴とも言える「みどり」は、安全でサステイナブルな都市、地域、国土づくりの基盤をなし、自然と人、人と人、人と地域のふれあい、交流の舞台として、さまざまな関係性を回復、向上させ、活力に満ちた地域づくりの環を形成する。

また、歴史や風土、文化を彩る「みどり」は地域に個性と魅力と品格を与え、地域への愛着や郷土愛を育み、地域に共有の誇りやアイデンティティをもたらす。

こうした「みどり」は、多くの生物の生命を支え、癒しや安らぎなど、心身の健康や満ち足りた幸福感、安心して暮らせる優しい社会の形成に、欠くことができない、かけがえのない国民共有の財産と言える。

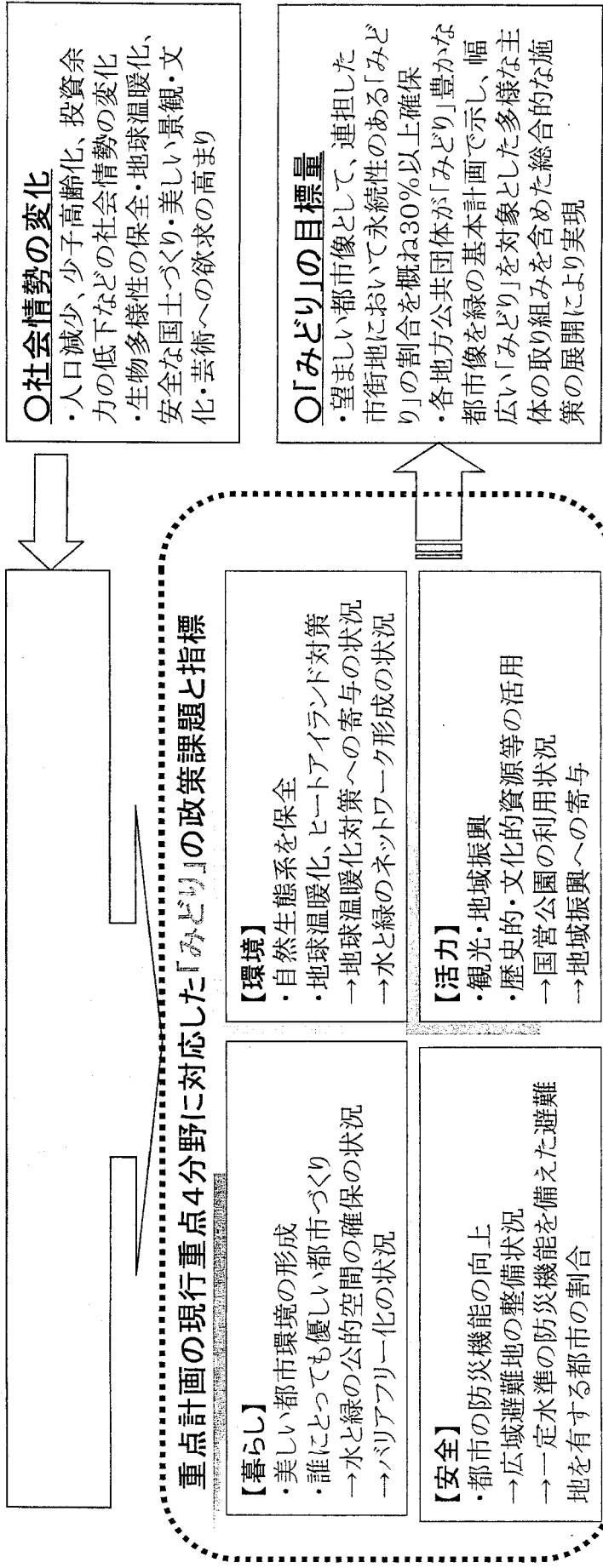
本報告は、次期社会資本整備重点計画の策定に向け、重点的に整備・保全・管理を進めるべき「みどり」の領域、また、これを実現するために、重点的に取り組むべき事項について、小委員会における審議、検討を経てとりまとめたものである。

報告においては、少子高齢化社会、集約型構造の都市像、生活像へと向かう中で、都市のすべての「みどり」は広義の社会資本であるという認識に立ち、国や地方公共団体等、公的セクターが主体となる取り組みに限定することなく、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、幅広い多様な主体の行動により推進されるべき内容についても、提言としてとりまとめている。

これらの「みどり」の整備・保全・管理の実現に係る幅広い施策が総合的かつ計画的に推進されることにより、次世代へ健全な「みどり」が遺贈され、世界に誇りうる豊かさ、ゆとりに満ちた「みどり」の国民文化が形成されていくことを真に願うものである。

公園緑地小委員会報告の構成

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標



○社会情勢の変化

- ・人口減少、少子高齢化、投資余力の低下などの社会情勢の変化
- ・生物多様性の保全・地球温暖化、安全な国土づくり・美しい景観・文化・芸術への欲求の高まり

○「みどり」の目標量

- ・望ましい都市像として、連担した市街地において永続性のある「みどり」の割合を概ね30%以上確保
- ・各地方公共団体が「みどり」豊かな都市像を緑の基本計画で示し、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現

II. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後重点的取り組みを推進すべき事項

- 1. 持続可能な都市を構築するための多様な主体の参加・連携**
 - ・多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に進めるための戦略
 - ・国土交通省「みどりの政策大綱」策定
 - ・法制度や税制、寄付、信託制度等制度の充実と支援方策
 - ・地球温暖化対策や生物多様性の確保のための普及啓発・国民運動の展開
 - ・「みどり」の活動拠点の新たな展開
- 2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい国土・地域・都市づくりを進めるための歴史的・文化的資源等の活用**
 - ・歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・活用を総合的支援
 - ・良好な眺望景観の保全、外国からの来訪者、次世代を担う子どもたちへの配慮
 - ・普及啓発・国民運動展開の推進
 - ・世界遺産登録への支援
 - ・国営公園制度の的確かつ効果的な活用
- 3. ストックのもたらす効果の相乗的向上**
 - ・福祉等他分野、他領域との連携強化
 - ・防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化
 - ・さまざまな利用ニーズへの的確な対応と満足度の向上
 - ・幅広い参加による「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進
 - ・安心して「みどり」を利用できる環境の整備

公園緑地小委員会報告

新しい時代における「みどり」の整備・保全・管理の
あり方と総合的な施策の展開について

参 考 資 料

I. 新たな社会資本整備重点計画に対応し、重点的に整備・保全・管理を図る緑とオープンスペースの分野とその目標

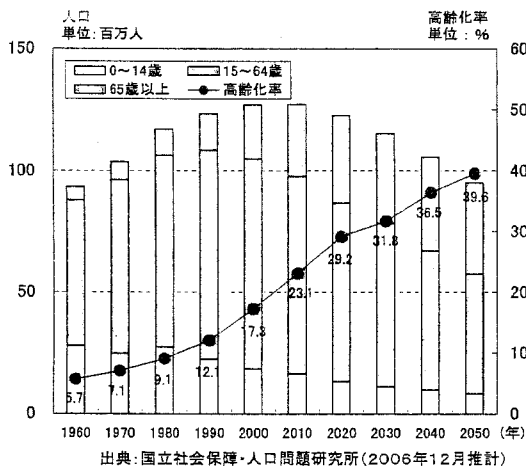
1. 基本的認識

人口減少・少子高齢化の急速な進展といった社会構造の変化に対応しつつ、生物多様性の保全や地球温暖化防止への貢献、安全な国土の再構築や個性と魅力ある生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりなどへ適切に対応することが必要。

我が国の経済社会の投資余力が引き続き低下した状態にあり、財政制約が続くことも想定しながら、緑とオープンスペースの整備・保全・管理を戦略的かつ重点的に推進していくことが必要。

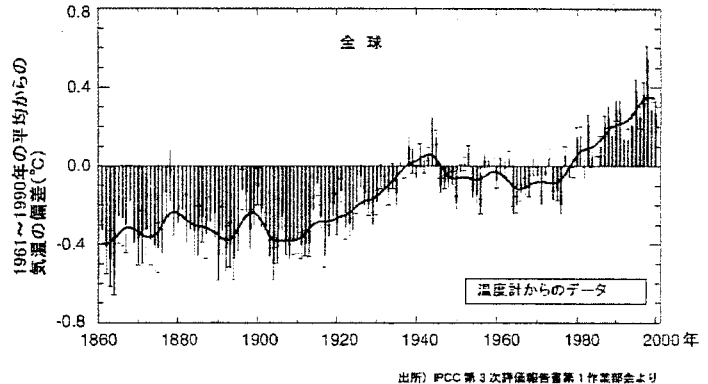
人口減少・少子高齢化が急速に進展

日本の将来推計人口（～2050、中位推計）



地球温暖化の進行は、対策が講じられない場合、21世紀末には平均気温は現在より最大6.4℃高くなると予想（IPCC第4次評価報告）

過去140年の地球全体の平均気温の変化



大規模地震が30年以内に発生する確率は、様々な地域で50%を超えると想定されている

領域および地震名	長期評価で予測した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			
		10年以内	30年以内	50年以内	
東南海南海地震	8.1前後	同時 8.5前後	10～20%	60%程度	90%程度
南海地震	8.4前後		10%程度	50%程度	80～90%
東海地震（注1）	8程度		—	87%（参考値）	—
宮城県沖地震	7.5前後	連動 8.0前後	50%程度	99%	—
三陸沖南部海溝寄り地震	7.7前後		30～40%	80～90%	90%程度以上
南関東のM7程度の地震（注2）	6.7～7.2程度		30%程度	70%程度	90%程度

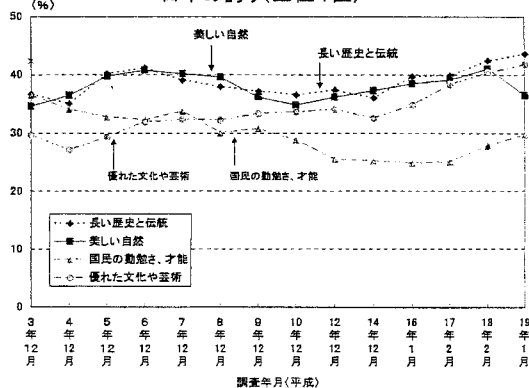
注1：「全国を概観した地震動予測地図」報告書で用いた方法による想定東海地震の確立

注2：大正型関東地震、元禄型関東地震を除く

出典：地震調査委員会「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」

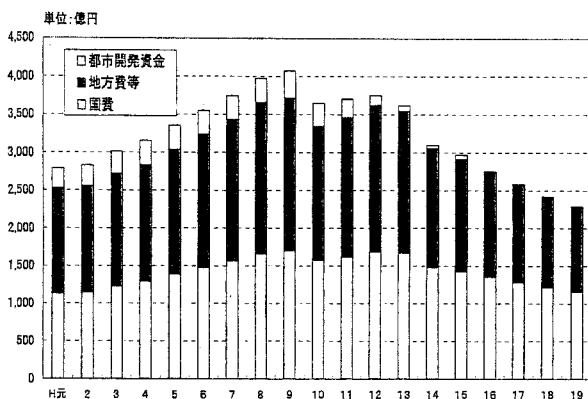
わが国の誇りに思うものとして「長い歴史と伝統」、「美しい自然」、「すぐれた文化や芸術」を挙げる人の割合は約4割を占める

日本の誇り（上位4位）

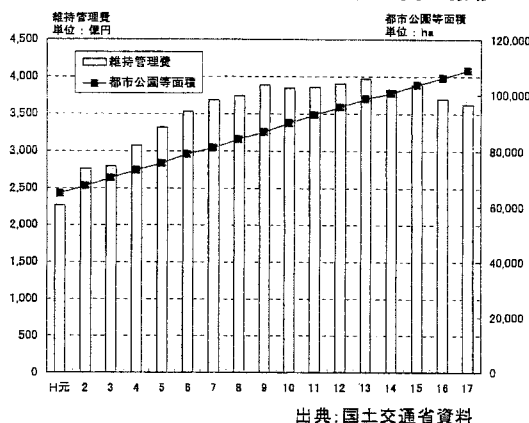


都市公園等の整備に係る予算は近年減少傾向。全国の都市公園等面積は10年前(H7 年度末)より約3割増加したが、維持管理費はほぼ横ばいの状況であり、単位面積あたり維持管理費は約3割減。

都市公園等整備事業の予算(当初予算)の推移



全国の都市公園等面積と維持管理費の推移



2. 計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲について

(1)「みどり」の概念、「みどり」に込める意味

次期社会資本整備重点計画(次期計画)の決定にあたっては、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成等、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、「みどり」という言葉を用いることとし、かけがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮させることを念頭に置き、多くの生物の生息・生育や国民の心身の健康を支える、豊かで質の高い環境が形成されるよう配慮することが必要。

「みどり」が包含する多様な価値観

- 物理的・空間的機能や効果
- 良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成
- 自然観、郷土愛の醸成等
- 国民の精神性や満ち足りた幸福感
- 心身の健康の向上
- 生物の多様性や生態系の適切な保全

都市生活を営む上で必要不可欠な環境基盤

次期社会資本整備重点計画における都市の緑とオープンスペースのあり方等の決定にあたって念頭におくべきこと

かけがえのない国民共有の財産である「みどり」の総合的な機能や効果を最大限に発揮

(2)「みどり」に期待される機能

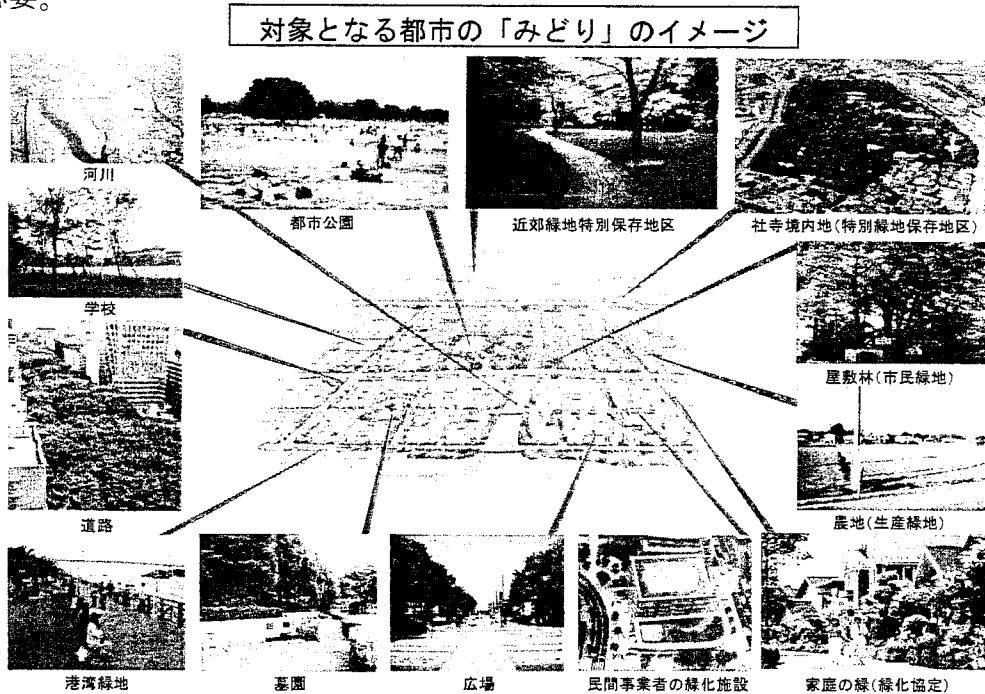
「みどり」は、心身をいやし、健康を増進させ、国民が身近に楽しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場、生物多様性の確保に資する野生生物の生息・生育環境を形成するとともに、大震火災等の災害発生時においては避難地や避難路、防災拠点となるなど、都市や地域の防災性の向上に大きな役割。

また地球温暖化の防止や風の道形成・蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和などの都市環境改善にも大きく寄与。

さらには、美しい自然や地域の景観・風景、歴史・風土を形づくり地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与するとともに、日本庭園など我が国固有の芸術・文化形成等にも重要な役割を果たすなど、自然と人、人と人、人と地域などの関係性を回復、向上させる機能を有する。

(3)社会資本整備重点計画における「みどり」の対象範囲

都市公園、道路、河川、港湾、海岸、広場、墓園、学校等の公共空間の「みどり」、都市緑地法等による土地利用規制や契約・協定等によって担保されている民有の「みどり」、さらに、保全された農地、林地、社寺境内地や家庭の庭など、パブリックからプライベートの領域に至るまでできる限り柔軟かつ広範にとらえ、都市の「みどり」は広義の社会資本であるという認識に立つことが必要。



3. 重点的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の施策分野・領域について

(1)「みどり」の整備・保全・管理を推進する上で中長期的に重要となる視点

今後、より重要となる「みどり」の質の向上や利用、活用等も含めた視点は以下のとおり。

- ・水と緑豊かな環境の保全・創出を推進し、美しい都市・地域・国土の形成を目指す
- ・歴史と文化に培われ、慣れ親しまれた地域に固有の風土、景観を形成する美しい「みどり」のストックを大切にする、自然と歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す
- ・子どもや女性、高齢者や障害者など、あらゆる人々が暮らしやすい社会の実現を目指す
- ・地球温暖化問題への対応や循環型社会の形成、生物多様性の確保など持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す
- ・災害に強い安全な社会を形成し、安全・安心な都市・地域・国土づくりを目指す
- ・関係性の回復のためのプラットフォームとしての「みどり」に着目し、「みどり」に関する協働の取り組みを推進することにより、多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す

(2)次期計画における重点施策分野・領域

次期計画においては、暮らし・安全・環境・活力といった現行計画の重点4分野に対応することを基本とし、また、これまで以上に施策横断的な取り組みや連携による取り組みによって、より大きな効果を発現させていくことに留意しつつ、重点的かつ緊急に「みどり」に係る施策、事業を推進していくことが必要。

4. 生活実感を反映した「みどり」の整備・保全・管理に係る指標について

次期計画においては、さまざまな態様の「みどり」をできる限り柔軟かつ広範にとらえ、これらの整備・保全・管理の効果・成果が、満足度や生活実感として反映された、わかりやすい指標を設定すべき。

【暮らし】：水と緑の公的空間の確保の状況、都市域における「みどり」の割合の状況、高齢者や障害者等に対応した「みどり」のバリアフリー化の状況 等

【暮らし】分野の指標例①：都市域における水と緑の公的空間確保量

都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除した指標。これまで都市公園等の整備指標で用いられてきた一人当たり都市公園等面積という指標を総合化。

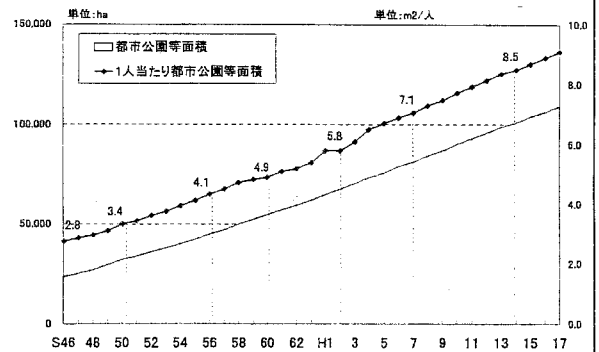
都市域の永続的自然環境面積* (㎡) / 都市域人口 (人)

※永続的自然環境面積の要素(案)

都市公園、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区、市民緑地、保存樹林、緑化施設整備計画認定制度による緑化面積、急傾斜地における緑を活かした斜面对策、道路緑化面積、河川における水際の緑化、港湾緑地、港湾区域における工場緑化面積、空港周辺緑地、児童遊園、国民公園

H14 (初期値)	H17 実績値	H19 (現行目標)
12 ㎡/人	12.7 ㎡/人 約 7%増	13 ㎡/人 H14 比約 1 割増

一人あたり都市公園等面積の推移



出典：国土交通省資料

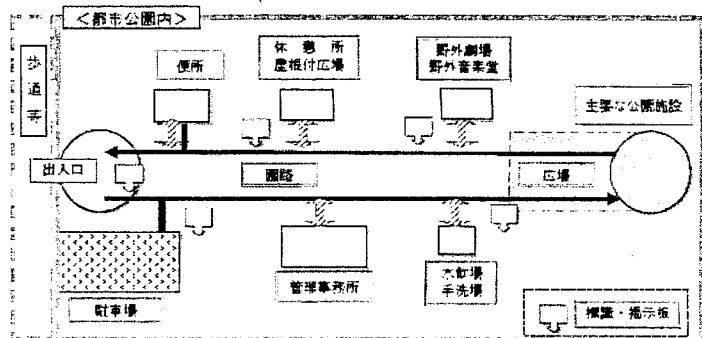
【暮らし】分野の指標例②：バリアフリー化された都市公園の割合

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく国の基本方針に定められた達成目標(園路及び広場・駐車場・便所)のうち、特に、出入口及び駐車場と主要な施設との間の経路を構成する園路及び広場について、1経路以上が移動等円滑化基準を満たす(バリアフリー化した)都市公園の箇所数の割合。

移動等円滑化基準を満たす園路をもつ都市公園箇所数 / 対象都市公園箇所数

H17 (暫定値)	H22 (現行目標)
約 40%	約 45%

都市公園の園路及び広場のバリアフリー化の概念図



出典：特定公園施設 都市公園のバリアフリー化

【安全】: 広域避難地の整備(広域避難困難人口の解消)の状況、一定の防災機能を備えた避難地を有する都市の状況 等

【安全】分野の指標例：都市における広域避難地に避難できる人口の割合

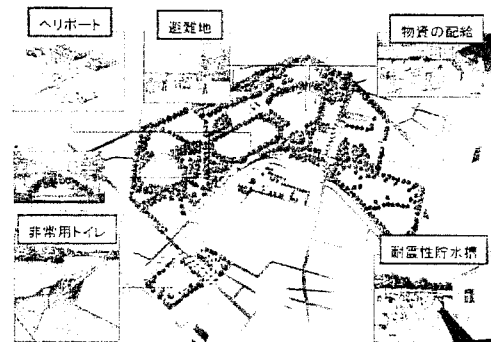
災害発生の危険性が高い都市等における人口のうち、広域避難地に避難可能な人口の割合。広域避難地となる防災公園が一人当たり2㎡整備されることを標準とし、整備された区域の人口割合を計測。

災害発生の危険性が高い都市等におけるDIDD区域人口のうち一人当たり2㎡以上の避難地が確保された避難可能人口) / 災害発生の危険性が高い都市等におけるDIDD区域人口

※災害発生の危険性が高い都市等(案)

- ・三大都市圏の既成市街地及び隣接する区域に含まれる都市
- ・大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、東南海・南海地震等の地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策地域に含まれる都市
- ・地震予知連絡会による観測強化地域、特定観測地域に含まれる都市 等

広域避難地のイメージ(城北中央公園、東京都)



出典：東京都資料

【環境】: 地球温暖化対策への寄与の状況、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となる「水と緑のネットワーク」の形成の状況、野生生物の生息生育空間となる良好な自然環境としての「みどり」の保全・創出の状況 等

【環境】分野の指標例①：都市緑化における二酸化炭素吸収量

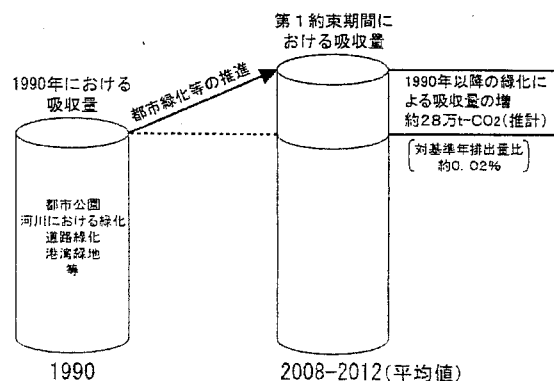
京都議定書の発効を受け、京都議定書目標達成計画において都市緑化等が吸収源対策に位置づけられたことを踏まえた、1990年以降に都市内の公共施設等においてなされた高木植栽により増加した温室効果ガスの吸収量(t-CO₂/年)。

$$\begin{aligned} \text{約}28\text{万(t-CO}_2\text{/年)} &= \text{樹林面積(7,500万本/1,000本} \times \text{ha)} \\ &\quad \times \text{年間バイオマス増加量(ha} \times \text{2.0t/年)} \\ &\quad \times \text{炭素含有量(0.5)} \times \text{炭素のCO}_2\text{換算(44/12)} \end{aligned}$$

※実績値

2004年に決定した国際指針LULUCF-GPG(土地利用、土地利用変化及び林業に関するグッド・プラクティス・ガイダンス)に即した吸収量の算定【炭素ストック量の変化(「地上バイオマス」+「地下バイオマス」+「リター」+「枯死木」+「土壌」)】-【石灰の施与による炭素排出】-【バイオマスの燃焼による炭素排出】×炭素のCO₂換算(44/12)によると、現重点計画における目標量(約28万(t-CO₂))を上回る見通し。(現在、算定方法等の精査・検討中)

都市緑化による二酸化炭素の吸収推計



【環境】分野の指標例②：水と緑のネットワーク率

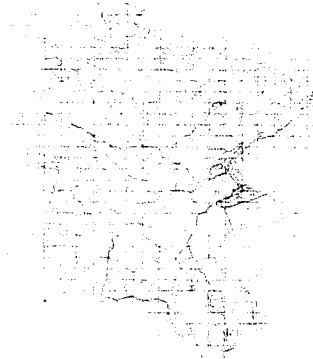
都市における野生動植物の生息・生育環境の保全・再生及びネットワーク化の状況、さらには都市住民の水と緑へのアクセス性を評価するため、大都市の市街化区域または用途地域における、公園、緑地、緑化された道路、水面等から一定距離内の圏域面積の割合を計測。

都市公園、特別緑地保全地区、河川等から一定距離内の圏域面積×100 (%)
市街化区域及び用途地域の面積

○水と緑のネットワークの事例（横浜市、身近な水と緑の体感度アップイメージ）



現況の水と緑の軸



水と緑をつなげることによる体感度向上

出典：横浜市水と緑の基本計画(H18)

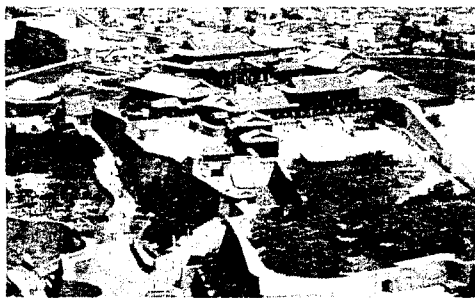
【活 力】：国営公園の利用状況、観光等の集客やイベントの開催効果など、地域振興の寄与・賑わいの状況、歴史的・文化的資源の活用等の状況 等

【活力】分野の指標例：全国民に対する国営公園の利用者数の割合

国民の国営公園の利用頻度を表す指標。

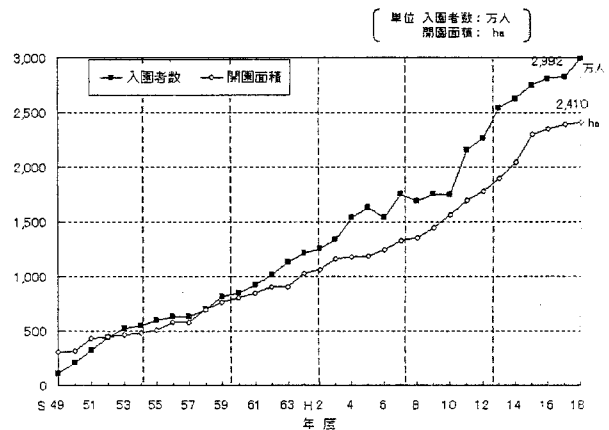
国営公園利用者数 / 全国人口

H14(初期値)	H17実績値	H19(現行目標)
5人に1人	4.5人に1人	4人に1人



沖縄県の観光振興の拠点となっている
国営沖縄記念公園（写真は首里城地区）

国営公園における入園者数と開園面積の推移



出典：国土交通省資料

5. 「みどり」の整備・保全・管理の目標量について

(1) 目指す「みどり」の将来像について

- ・地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしが実感でき、将来世代へ持続可能となる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり
- ・世界の人々が訪れる個性・魅力と品格のある「みどり」の歴史的環境・風土の育成
- ・誰もが満足できる、安全でうるおいと優しさのある生活・交流空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成
- ・地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、多様な主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり
- ・ゆとりと豊かさに満ちた「みどり」を愛する生活文化、世界に誇る「みどり」の国民文化の形成等を「みどり」の目指すべき将来像として掲げ、検討を進めるべき。

(2) 「みどり」の目標量

複合的・連続的な「みどり」の確保方策を講じ、連担した市街地において永続性のある「みどり」の割合(公的緑地率)を概ね30%以上確保すること等を望ましい都市像として示すことが必要。

「みどり」豊かな都市像を、各地方公共団体が緑の基本計画等において示し、これを、幅広い「みどり」を対象とした多様な主体の取り組みを含めた総合的な施策の展開により実現すべき。

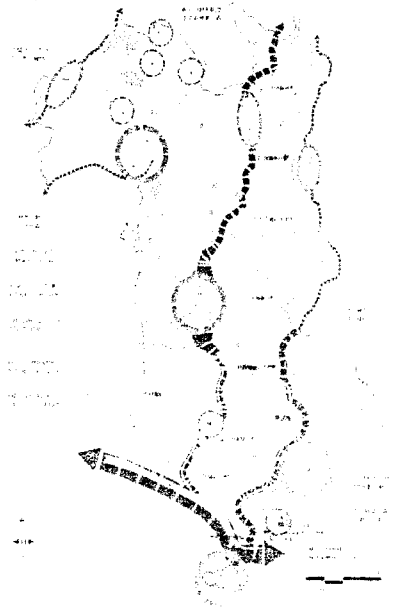
中長期的な見通し・目標量を設定し、その内数として次期重点計画(5年)におけるわかりやすい達成度(達成目標)、アウトプット量設定を検討すべき。

維持管理コスト、更新コストの削減に向けた効率的な整備・保全・管理方策についても検討を進めるべき。

緑の基本計画における総合的な緑地の配置計画の事例

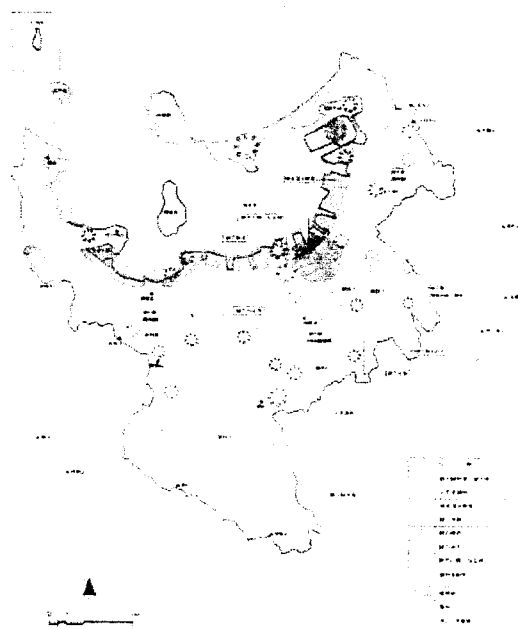
○ 神奈川県藤沢市

緑の将来像図



出典:藤沢市緑の基本計画

○ 福岡県福岡市



出典:福岡市緑の基本計画

Ⅱ. 「みどり」の整備・保全・管理において、今後、重点的取り組みを推進すべき事項

1. 持続可能な都市を構築するための、多様な主体の参加・連携による、多様な緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

(1) 多様な「みどり」の整備・保全・管理を総合的に推進するための戦略

① 多様な取り組みを継続的に推進していくための組織を支える施策の充実

多様な「みどり」の整備・保全・管理を多様な主体の参加・連携により、長期的、継続的、安定的に推進するため、これを支える主体となる推進組織・担い手の育成充実を図るための枠組みや手続き等についての充実を図るべき。

② 国土交通省「みどりの政策大綱」の策定

国土交通行政全般について、「みどり」の整備・保全・管理に関する施策の方向と目標を明らかにした新たな国土交通省「みどりの政策大綱」を策定し、それを実現していくことが必要。

(2) 「みどり」の整備・保全・管理に係る制度の充実と支援方策

多様な「みどり」の整備・保全・管理を、市民、NPO、民間事業者等多様な主体の取り組みにより一層推進するため、法制度も含めた施策・制度の充実を図るべき。

「みどり」に関する諸制度と関連して、税制や寄付・信託制度との連携又は活用といった視点、国公有地の処分に当たっての「みどり」の保全・再生への配慮といった視点も含め、総合的に対応することが重要。

市民参画によるみどりの創出例

〇びわこ地球市民の森「森づくりサポーター」(滋賀県)



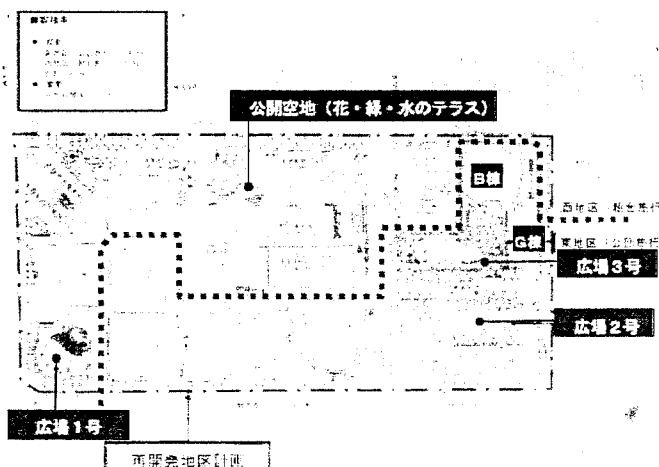
NPOによるみどりの創出例

〇NPO法人「生きものばんざいクラブ」(東京都武蔵野市)



民間事業者も含めた多様な主体による柔軟なみどりの創出・管理の例

〇晴海アイランドトリトンスクウェア (東京都中央区)



・都市再生機構施行の広場2号(地区施設)は、地権者である機構と中央区が管理協定を締結し、中央区が一括管理。広場3号(地区施設)は、地権者である団地管理組合及び東京都水道局が中央区に無償貸付し、中央区が管理。

・再開発組合施行の公開空地(花・緑・水のテラス)は、再開発組合が設立した民間企業が管理。再開発組合施行の広場1号(都市公園+公開空地)は中央区と再開発組合が管理協定を締結し、同企業が一括管理。

①多様な主体による植生回復、森づくり等に対する支援制度

地方公共団体等、公的セクターだけでなく、NPO等の市民団体、民間事業者等による、幅広い植樹活動、森づくり、自然再生活動等に対する新たな支援制度を構築し、「みどり」に関する国民運動の輪を拡大していくべき。

②広域的な取り組み、多様な主体による取り組みに対する包括的支援制度

身近で豊かな自然環境へのアクセスを多様な主体の参画により改善するため、関係する広域の自治体、関係事業者等からなる協議会を設置し、地域の合意による事業連携計画に基づいて各事業者等が事業を連携して推進する方策及び、これを包括的に支援する事業制度を構築すべき。

(3)「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動の展開等

①地球温暖化対策、生物多様性の確保、循環型社会の形成を推進するための取り組み

地球温暖化対策や生物多様性の確保が喫緊の課題となっている今、国においては基礎的な検討作業を着実に進めるとともに、普及啓発活動等を積極的に展開すべき。

また「緑のリサイクル」事業や、都市公園における自然エネルギーの活用を推進するなど、公園緑地分野における循環型社会の形成に向けた取り組みを推進すべき。

②国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい等の積極的展開

国際園芸博覧会や全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等について、さまざまな活動団体との連携等を取りながら、より幅広い展開により、積極的な取り組みを行うべき。

タイ王国国際園芸博覧会(2006年)では、屋外出展として日本庭園を整備



第18回全国「みどりの愛護」のつどい(平成19年)の開催によるみどりの普及啓発



③国営公園を拠点とした普及啓発、国民運動の展開等

国営公園においては、「みどり」の普及啓発、国民運動の展開の拠点として、「みどり」に親しむさまざまなきっかけづくりを行い、公園緑地ネットワークのセンター的機能を果たす必要。

国営公園における「里山の森ネットワーク構想(仮称)」の活動イメージ

1) 里地里山リーディングプロジェクトの推進・展開

- ・里地里山保全機能を強化
- ・里地里山環境を将来に継承することの重要性を普及啓発
- ・地域植物遺伝子保全機能を充実させるための体制を検討し、地域の固有種の保存・増殖技術等の情報共有や、里地里山保全に取り組む主体の相互交流を促進



2) 環境配慮行動の普及啓発拠点形成に向けた取り組み

- ・地球温暖化や廃棄物・リサイクル問題などの環境問題に対応するため、個人やNPO、民間企業などの社会全体が環境に配慮した行動に取り組む社会的環境の形成を促進
- ・地域連携や民間資金活用等により環境配慮型行動を促す仕組みを検討



④「みどり」の普及啓発を支える人材の育成と確保

いわゆるシニアボランティアから、専門的かつ高度な技能を有する人材の養成まで、「みどり」の国民運動の展開を支える幅広い人材の養成、確保等に係る積極的な取り組みが必要。

⑤多様な主体の多様な取り組みへの表彰制度の充実

「みどり」に係る多様な主体の多様な取り組みを奨励していくため、広報活動に重点を置きつつ、さまざまな表彰制度の充実を図ることが必要。

(4)都市緑化植物園・環境ふれあい公園等「みどり」の活動拠点の新たな展開

都市緑化植物園や環境ふれあい公園等について、総合的な『「みどり」の環境活動ネットワークセンター(仮称)』として、国営公園を含む拠点相互間のネットワークを強化し、「みどり」の活動拠点としての多面的な機能を高めていくことが必要。

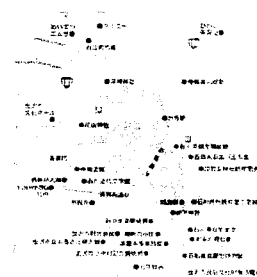
2. 個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源等を活用した緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

(1)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の保全と整備・復元

都市公園事業等を核として、歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の重点的な保全・再生・活用を総合的に支援する事業制度を構築すべき。

城郭と一体となった「みどり」の事例

○金沢城公園(石川県金沢市)



兼六園と一体となった公園整備により、菱櫓・五十間長屋・橋爪門統櫓を復元

出典：石川県資料

歴史的建造物と一体となった「みどり」の事例

○山手イタリア公園(神奈川県横浜市)



山手イタリア山公園は、面積約 1.3ha の近隣公園として庭園的に整備され、国の重要文化財「外交官の家」及び横浜市認定歴史的建造物「ブラフ 18 番館」を移築し、保存・活用を図っている。管理は市の外郭団体である(財)横浜市緑の協会が実施しており、喫茶コーナーの運営や各種イベントを開催するなど、来園者に好評を得ている

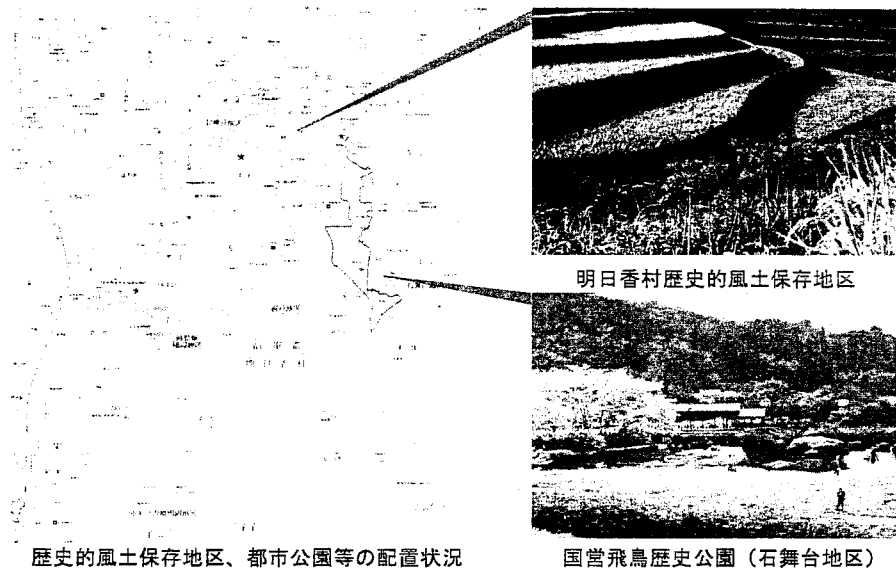
出典：横浜市資料

(2)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成に関する配慮

①「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成

広がりのある有機的な「水とみどりと歴史のネットワーク」の形成を推進するための支援方策を講じるとともに、土地利用や建築物、屋外広告物等の適正な規制・誘導に関する方針、周囲との調和やすぐれた伝統的景観の維持を図るための適切な植栽及び植栽管理の方針等からなるマスタープランを作成し、着実に具体化するための措置を講じていくことが必要。

みどりと歴史のネットワークの事例（奈良県明日香村）



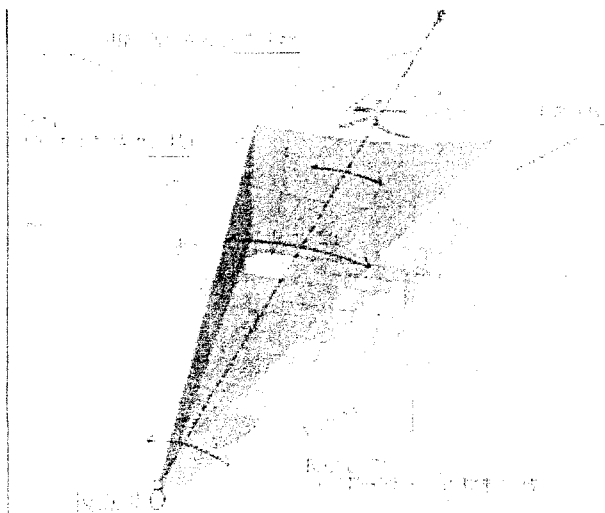
歴史的風土保存地区、都市公園等の配置状況

国营飛鳥歴史公園（石舞台地区）

②地域のシンボル又はランドマークとなる歴史的・文化的資源や地形・地物への重要な視点場からの眺望景観の形成

良好な眺望景観の確保と形成を図るため、マスタープランに基づき、都市公園法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法等の総合的、一体的な活用を図るとともに、良好な景観形成を阻害する要因となるような電線・電柱類の地中化等に取り組むべき。

京都市の眺望景観・借景の規制概念



京都市は、特定の視点場から特定の視対象を眺めるときに視界に入る建築物等の高さ、形態及び意匠について必要な事項を定めることにより、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承することを目的として、眺望景観創生条例を定めている。賀茂川からの「大文字」、「船形」の眺望景観・借景の保全等が位置づけられている

出典：京都市資料

③外国からの来訪者等のための適切なアクセスの確保

外国からの来訪者等による利用が想定される場合には、我が国の歴史・文化へのアクセスと理解が促進されるよう、動線計画や的確な情報提供・解説等について特段の配慮が必要。

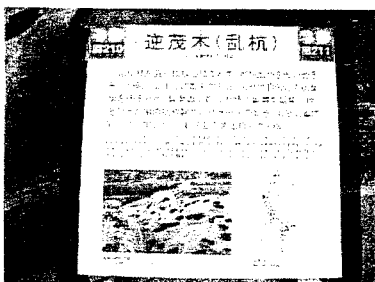
④次世代を担う子ども達への配慮

次の世代を担う子ども達が歴史的・文化的資源に容易に接することができ、そして慣れ親しむことができるよう配慮が必要。

国営吉野ヶ里歴史公園における外国からの来訪者、子ども達に配慮した取り組み事例

○外国語併記のサインの設置

○体験プログラムの実施



(3)歴史的・文化的資源と一体となった「みどり」の形成を図るための普及啓発等

「美しい日本の歴史的風土フォーラム(仮称)」をリレー方式で開催するなど、歴史的・文化的資源としての「みどり」の充実を図るための普及啓発、国民運動を展開していくことが必要。

「美しい日本の歴史的風土100選」の選定と記念フォーラムの開催(平成18年度)



○選定事例(滋賀県近江八幡市)

出典：近江八幡市資料



○記念フォーラムの様子

(4)国として保存・継承すべき特に重要な歴史的環境・風土等に対する取り組み

特に重要な歴史的風土について、世界文化遺産としての新規登録及びそれに相応しい形での継続的保全・整備などに向け、国としての総合的な支援方策のあり方の検討を進めるべき。

今後も我が国の重要な歴史的・文化的資源を保全、活用する観点から、国営公園制度の的確かつ効果的な活用を進めていくべき。

3. ストックのもたらす効果を相乗的に高めるための緑とオープンスペースのあり方と整備・保全・管理の推進方策

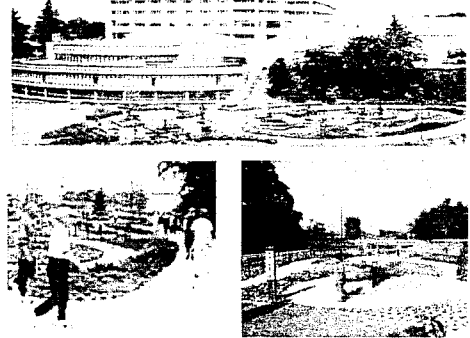
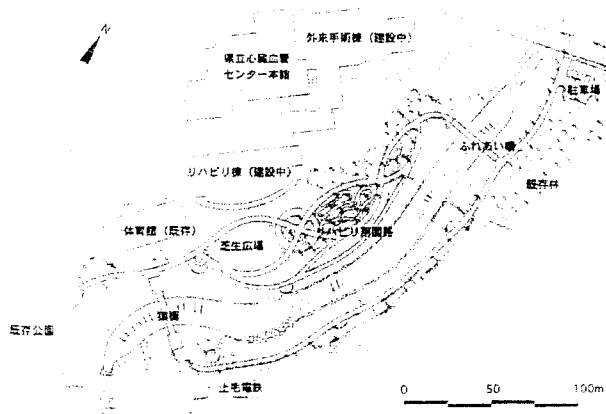
(1)他分野、他領域との連携の強化

防災、教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出など、幅広い分野・領域との緊密な連携を、これまで以上に図るべき。

福祉・医療と「みどり」の連携事例

○県立心臓血管センター 群馬県ぐんまりハビリパーク(群馬県前橋市)

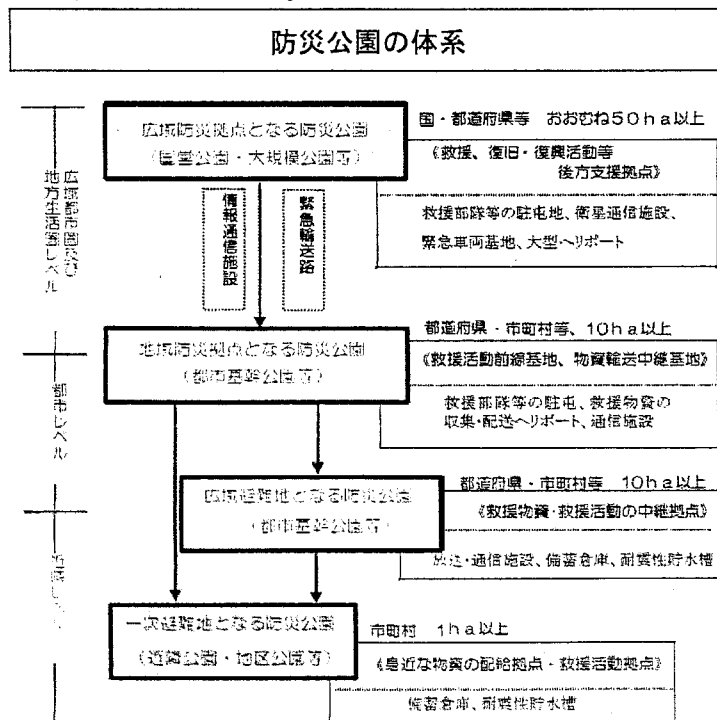
病院と一体的に整備された緑地は、患者、高齢者及び身体障害者などのリハビリの場になるとともに、緑と川の流れ、四季折々の花が患者の心を癒す場となっている。



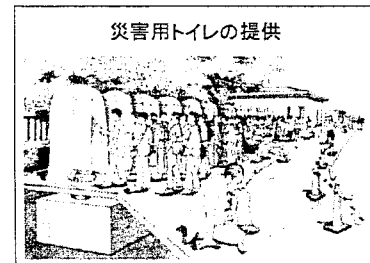
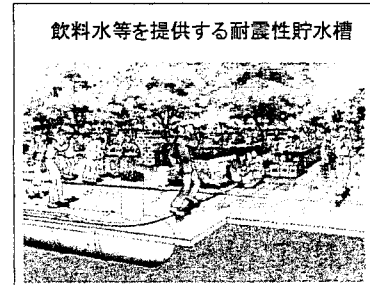
出典：群馬県立心臓血管センターホームページ
造園作品選集 2004；日本造園学会

(2)防災公園等となる「みどり」の確保と防災機能の強化

防災公園等の確保について重点的に取り組むとともに、防災機能の強化を図るため取り組みを緊急に進めるべき。



帰宅困難者対策としての 防災機能強化のイメージ



(3)さまざまな利用ニーズへの的確な対応・満足度の向上

キャッチボールやペットの公園利用など、利用者間の相互調整や利用者の自主的管理等の観点も含め、「みどり」の満足度・魅力を高める管理運営の工夫や方策の充実を図るべき。

セミパブリック、セミプライベートな性格を有する広場的な空間の整備や管理手法について、道路敷地や公開空地等との連携や敷地の有効活用等にも考慮しつつ検討することが必要。

国営公園について、国民の利用を一層促進する方策や、環境行動普及啓発拠点機能の設置など新たな展開を図るとともに、厳しい財政状況を踏まえ、効率的な整備及び管理手法について検討し、次期国営公園整備プログラム等に反映させていくことが必要。

キャッチボールのできる公園づくりモデル事業の事例（小泉湯公園、秋田県）



ドックランの事例（国営昭和記念公園、東京都立川市・昭島市）



(4)「みどり」を地域でまもり、ひろげ、育てる活動の推進

住民や企業の定年退職者を対象とした「みどり」の地域リーダーとなる人材養成など、都市の幅広い住民、企業参加等による「みどり」の保全と創出を進め、次の世代へ継承していくための仕組みづくりを推進することが必要。

(5)誰もが安心して「みどり」を利用できる環境の整備

バリアフリー新法を受け、都市公園の総合的なバリアフリー化を着実に推進していくための方策を講じるべき。

遊具等における事故の発生、公園における空間の不適切な占用、犯罪の発生、外来種等への対応、病虫害の発生に対する農薬等の使用、庭園や貴重な樹木・樹林地、湿地等の植生の管理水準の低下などについて、着実に改善を進める方策についても検討することが必要。

さらに、公園施設等について予防的な修繕等を行うことにより長寿命化を図り、公園施設の安全確保に係る管理基準、防災機能の確保に係る技術基準等について整備すべき。